労働保険事務組合の皆様へ

令和３年度
労働保険　年度更新
申告書の書き方

提出は金融機関･郵便局又は管轄の都道府県労働局･労働基準監督署へ

申告･納付は6月1日（火）から7月12日（月）までに

※申告･納付期日最終日である7月12日（月）は、金融機関窓口･労働局･労働基準監督署において大変混雑することが予想されますので、お早めに申告･納付ください。

⚠ **５月中の受付はできません。**

○労災保険における特別加入者について

特別加入者の給付基礎日額の変更を希望する場合は、

･3月2日から3月31日までに「給付基礎日額変更申請書」による変更申請が必要です。

･年度更新期間中においては「保険料･一般拠出金申告書内訳」又は「給付基礎日額変更申請書」により、当年度の給付基礎日額の変更が可能です（災害発生前の変更申請が前提となります）。

＜便利な申告･納付方法のご案内＞

○口座振替による納付
納付窓口に行かなくても、納付が可能です。
（詳しくは、裏表紙を参照ください。）

○電子申請による申告･電子納付
24時間どこでも申告･納付が可能です。
（詳しくは、P.35を参照ください。）

主な事項の目次

① 申告書作成までの流れ …… P. 3
② 申告書の提出、保険料・一般拠出金の納付の方法 …… P. 4
③ 労働保険対象賃金の範囲 …… P. 5
④ 労働保険対象者の範囲 …… P. 6
⑤ 労働保険料等算定基礎賃金等の報告の記入要領及び記入例 …… P. 8
⑥ 保険料・一般拠出金申告書内訳の記入要領及び記入例 …… P.10
⑦ 申告書の記入要領及び記入例 …… P.12
⑧ 法人番号の記入について …… P.14
⑨ 還付請求を行う場合について …… P.19
⑩ 口座振替を利用している場合について …… P.20
⑪ 一括有期事業の申告書の書き方 …… P.21
⑫ 一括有期事業報告書（様式第7号）の記入 …… P.24
⑬ 一括有期事業総括表の書き方・記入例 …… P.26
⑭ 建設の事業の申告書の書き方・記入例 …… P.28
⑮ 平成27年3月31日以前に開始した工事の取扱い …… P.31
⑯ 事業の種類・労務費率・保険料率一覧表 …… P.31
⑰ 労災保険率適用事業細目表（建設事業） …… P.32
⑱ 一般拠出金の申告・納付について …… P.34
⑲ 電子申請による申告書の提出、電子納付による保険料・一般拠出金の納付方法 …… P.35
⑳ e-Gov からの電子申請の方法 …… P.37
㉑ GビズIDアカウントを利用した電子申請について …… P.40
㉒ 報奨金（電子化分）のお知らせ（令和3年度） …… P.41
㉓ 申告書内訳、申告書作成チェックポイント …… P.43

労働保険の年度更新とは

事業主は、新年度の概算保険料を納付するための申告・納付（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第15条）と前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第19条)の手続が必要です。これが「年度更新」の手続です。

この年度更新の手続は、本年度は6月1日から7月12日までの間に行ってください。

手続が遅れますと、政府が労働保険料・一般拠出金の額を決定し、さらに追徴金（納付すべき労働保険料・一般拠出金の10%）を課すことがあります。

労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間（これを「保険年度」といいます。）を単位とし、その間ですべての労働者（雇用保険については、被保険者）に支払われる賃金の総額に、その事業の種類ごとに定められた保険料率を乗じて算定します。

1 申告書作成までの流れ

Step ❶ 労働保険料等算定基礎賃金等の報告の回収 （P.8～9参照）

委託事業主に、自身が使用した全ての労働者に支払った賃金（令和3年3月31日までに支払いが確定しているが、実際の支払いは同年4月1日以降になる場合を含む。）の総額及び第1種特別加入者の給付基礎日額などを記入してもらいます。

Step ❷ 保険料･一般拠出金申告書内訳の記入 （P.10～11参照）

委託事業場から提出された労働保険料等算定基礎賃金等の報告（一括有期事業の場合は、一括有期事業報告書及び一括有期事業総括表）に基づき、事業場ごとに賃金総額や第１種特別加入者の給付基礎日額等の必要事項を記入します。

その後、事業場ごとの労働保険料・一般拠出金、及び労働保険料総額・一般拠出金総額を計算し、申告書内訳を完成させます。

Step ❸ 申告書の記入 （P.12～13参照）

保険料･一般拠出金申告書内訳で計算した､確定保険料･一般拠出金･概算保険料の金額を該当欄に転記します。

その後､確定保険料額と申告済概算保険料額との過不足を計算して､申告書を完成させます。

◎申告書記入にあたっての注意事項◎

（1）　□枠内に記入する数字は、黒ボールペンを使って、申告書右上部の標準字体にならって丁寧に記入してください。また、ボールペンのかすれや枠からのはみ出しがないように注意してください。

<訂正方法>

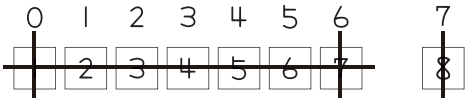

訂正印は不要です。

なお、領収済通知書（納付書）に記入する内訳・納付額の金額の訂正はできません。
書き損じたときは、同一都道府県の新しい領収済通知書を使用してください。
（労働局・労働基準監督署に用意してあります。）

（2）　申告書の数字を機械印字する場合も同様に標準字体に近似した字体を使用してください。なお、数字が小さいと誤読の原因になりますので注意してください。

（3）　領収済通知書（納付書）の□枠には金額の頭に「￥」記号を記入してください。

（4）　申告書及び領収済通知書（納付書）にあらかじめ印字してある数字（保険料率等）、文字は一切訂正しないでください。

「一括有期事業報告書・総括表」は、厚生労働省ホームページに掲載しています。（下記ＵＲＬもしくは右のQRコード、または「労働保険関係各種様式」で検索してください。）

＜ＵＲＬ＞https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudouhoken01/yousiki.html

2 申告書の提出、保険料･一般拠出金の納付の方法

（1）申告書等の提出

＜提出するもの＞

① 保険料・一般拠出金申告書内訳

② 申告書の１枚目〔提出用〕

※申告書の２枚目〔事業主控〕と３枚目を切り離して提出してください。また、申告書の２枚目〔事業主控〕は大切に保管してください。

※申告書の２枚目〔事業主控〕に受付印が必要な場合は、申告書の１枚目〔提出用〕と一緒に労働局又は労働基準監督署へご提出ください。郵送の場合は、返信用封筒（切手貼付）を必ず同封してください。

※申告書の提出と同時に、労働保険料・一般拠出金を金融機関に納付する場合は、申告書と領収済通知書（納付書）を切り離さずに金融機関へご提出ください。

・一括有期事業の申告を行う場合は、以下の添付書類もご提出ください。

＜建設の事業＞
③ 一括有期事業報告書（建設の事業）
④ 一括有期事業総括表（建設の事業）

＜立木の伐採の事業＞
③ 一括有期事業報告書（立木の伐採の事業）

＜提出方法＞

来庁による提出

申告書〔提出用〕（及び添付資料）を下記の提出先の機関へご持参ください。

電子申請による提出

e－Govホームページから申告書の入力・送信を行ってください。（P.35を参照ください。）

郵送による提出

申告書〔提出用〕（及び添付資料）を管轄の労働局（所在地は送付した封筒の表面に記載）あてに郵送してください。

申告書〔事業主控〕に受付印が必要な場合は、申告書〔事業主控〕と返信用封筒（切手貼付）を必ず同封してください。

＜提出先の機関＞（申告書と添付書類は、それぞれ別の機関に提出することも可能です。）

	所掌１		所掌3	
	申告書	添付書類	申告書	添付書類
金融機関	○（※）	×	○（※）	×
管轄の労働局	○	○	○	○
管轄の労働基準監督署	○	○	×	×
社会保険・労働保険徴収事務センター（年金事務所内）	○	×	○	×

※ 口座振替をご利用の場合及び納付金額がない場合は、金融機関へのご提出はできません。

（2）保険料・一般拠出金の納付

領収済通知書（納付書）を申告書から切り離さずに、**金融機関へ**ご提出いただき、併せて保険料・一般拠出金を納付してください。

労働局や労働基準監督署へ申告書のみを提出した場合は、領収済通知書（納付書）を**金融機関に**ご提出いただき、併せて保険料・一般拠出金を納付してください。

なお、口座振替による納付（裏表紙を参照ください。）、電子納付（P.35を参照ください。）も可能です。

●労働保険料の納期限 （令和3年度）

	全期(第1期)	第2期	第3期
口座振替を利用しない場合の納期限	7月12日	11月15日	2月14日
口座振替納付日	9月6日	11月15日	2月14日

☆申告・納付期日最終日である7月12日は、労働局・労働基準監督署・金融機関窓口において大変混雑することが予想されます。

☆第2期・第3期の納付書は各納付期限の概ね10 日前に送付致します。

☆納付を怠った場合、延滞金が徴収されます（年率8.8%。但し、初めの2ヶ月間は、延滞金軽減法の適用年率で計算されます。）。

3 労働保険対象賃金の範囲

労働保険における賃金総額とは、事業主がその事業に使用する労働者（年度途中の退職者を含みます。）に対して賃金、手当、賞与、その他名称のいかんを問わず労働の対償として支払うすべてのもので、税金その他社会保険料等を控除する前の支払総額をいいます。

また、保険料算定期間中（令和２年4月1日 ～令和3年3月31日）に支払いが確定した賃金は、算定期間中に実際に支払われていなくとも算入してください。

賃金とするもの		賃金としないもの	
基本賃金	時間給・日給・月給、臨時・日雇労働者・パート・アルバイトに支払う賃金	役員報酬	取締役等に対して支払う報酬
賞与	夏季・年末などに支払うボーナス	結婚祝金 死亡弔慰金 災害見舞金 年功慰労金 勤続褒賞金 退職金	労働協約･就業規則等の定めがあるとないとを問わない
通勤手当	課税分、非課税分を問わない（※1）		
定期券･回数券	通勤のために支給する現物給与		
超過勤務手当 深夜手当等	通常の勤務時間以外の労働に対して支払う残業手当等	出張旅費 宿泊費 赴任手当	実費弁償と考えられるもの
扶養手当 子供手当 家族手当	労働者本人以外の者について支払う手当	工具手当 寝具手当	労働者が自己の負担で用意した用具に対して手当を支払う場合
技能手当 特殊作業手当 教育手当	労働者個々の能力、資格等に対して支払う手当や、特殊な作業に就いた場合に支払う手当	休業補償費	労働基準法第76条の規定に基づくもの法定額60%を上回った差額分を含めて賃金としない
在宅勤務手当	在宅勤務を行うことのみを要件として、就業規則等の定めに基づき定額を支払う手当（※2）	傷病手当金	健康保険法第99条の規定に基づくもの
調整手当	配置転換・初任給等の調整手当	解雇予告手当	労働基準法第20条に基づいて労働者を解雇する際、解雇日の30日以前に予告をしないで解雇する場合に支払う手当
地域手当	寒冷地手当・地方手当・単身赴任手当等		
住宅手当	家賃補助のために支払う手当		
奨励手当	精勤手当・皆勤手当等	財産形成貯蓄等のため事業主が負担する奨励金等	勤労者財産形成促進法に基づく勤労者の財産形成貯蓄を援助するために事業主が一定の率又は額の奨励金を支払う場合（持株奨励金など）
休業手当	労働基準法第26条に基づき、事業主の責に帰すべき事由により支払う手当		
宿直･日直手当	宿直・日直等の手当	会社が全額負担する生命保険の掛け金	労働者を被保険者として保険会社と生命保険等厚生保険の契約をし、事業主が保険料を全額負担するもの
雇用保険料 社会保険料等	労働者の負担分を事業主が負担する場合		
昇給差額	離職後支払われた場合で在職中に支払いが確定したものを含む	持家奨励金	労働者が持家取得のため融資を受けている場合で事業主が一定の率又は額の利子補給金等を支払う場合
前払い退職金	支給基準・支給額が明確な場合は原則として含む	住宅の貸与を受ける利益（福利厚生施設として認められるもの）	住宅貸与されない者全員に対し（住宅）均衡手当を支給している場合は、賃金となる場合がある
その他	労働協約、就業規則、労働契約、労使協定（休業協定）等によってあらかじめ支給条件が明確にされたもの		

（※1）在宅勤務が行われる際の交通費の取扱いについては以下となります。

当該日における労働契約上の労務提供地	「自宅－企業」間の移動に要する費用の取扱い
自宅	業務として一時的に出社する場合は実費弁償
企業	通勤手当

（※2）就業規則等により、在宅勤務手当のうち業務の遂行に必要な費用の実費弁償に当たることが明らかである部分は、賃金に含まれません。

4 労働保険対象者の範囲

区分	労災保険	雇用保険
基本的な考え方	常用、日雇、パート、アルバイト、派遣等、名称や雇用形態にかかわらず、労働の対償として賃金を受けるすべての者が対象となります。 また、海外派遣者により特別加入の承認を得ている労働者は別個に申告することとなるので、その期間は対象となりません。	雇用される労働者は、常用、パート、アルバイト、派遣等、名称や雇用形態にかかわらず、 ①1週間の所定労働時間が20時間以上であり、 ②31日以上の雇用見込みがある場合 には原則として被保険者となります。 ただし、次に掲げる労働者等は除かれます。 ○季節的に雇用される者であって、次のいずれかに該当するもの ・4か月以内の期間を定めて雇用される者 ・1週間の所定労働時間が30時間未満である者 ○昼間学生
個々の労働者の届出	労働者ごとの届出は必要ありません。	新たに労働者を雇い入れた場合は、その都度、事業所を管轄する公共職業安定所（ハローワーク）に「雇用保険被保険者資格取得届」の提出が必要です。 また、雇用保険被保険者が離職した場合は、「雇用保険被保険者資格喪失届」と失業給付額等の決定に必要な「離職証明書」の提出が必要です。 労働者から役員へ変わった場合等、ご不明な点は公共職業安定所へ別途ご確認ください。
法人の役員（取締役）の取扱い	代表権・業務執行権（注1）を有する役員は、労災保険の対象となりません。 ①法人の取締役・理事・無限責任社員等の地位にある者であっても、法令・定款等の規定に基づいて業務執行権を有すると認められる者以外の者で、事実上業務執行権を有する取締役・理事・代表社員等の指揮監督を受けて労働に従事し、その対償として賃金を得ている者は、原則として「労働者」として取り扱います。 ②法令、又は定款の規定により、業務執行権を有しないと認められる取締役等であっても、取締役会規則その他内部規則によって、業務執行権を有する者と認められる者は、「労働者」として取り扱いません。 ③監査役、及び監事は、法令上使用人を兼ねる事を得ないものとされていますが、事実上一般の労働者と同様に賃金を得て労働に従事している場合は、「労働者」として取り扱います。 ※保険料の対象となる賃金は、「役員報酬」の部分は含まれず、労働者としての「賃金」部分のみです。	株式会社の取締役は原則として被保険者となりません。 ただし、取締役であって、同時に部長、支店長、工場長等の従業員としての身分を有する者は、服務態様、賃金、報酬等の面からみて労働者的性格の強いものであって、雇用関係（注2）があると認められる者に限り「被保険者」となります。この場合、公共職業安定所へ雇用の実態を確認できる書類等の提出が必要となります。 ①代表取締役は被保険者になりません。 ②監査役は原則として被保険者になりません。 また、株式会社以外の役員等についての取扱いは以下のとおりです。 ○合名会社、合資会社、合同会社の社員は株式会社の取締役と同様に取り扱い、原則として被保険者となりません。 ○有限会社の取締役は、株式会社の取締役と同様に取り扱います。 ○農業協同組合等の役員は、雇用関係が明らかでない限り被保険者とはなりません。 ○その他法人、又は法人格のない社団もしくは財団の役員は、雇用関係が明らかでないかぎり被保険者とはなりません。 ※保険料の対象となる賃金は、「役員報酬」の部分は含まれず、労働者としての「賃金」部分のみです。

区分	労災保険	雇用保険
事業主と同居している親族	事業主と同居の親族は、原則としては対象者とはなりません。ただし、同居の親族であっても、常時同居の親族以外の労働者を使用する事業において、一般事務、又は現場作業等に従事し、かつ次の条件を満たすものについては、一般に私生活面での相互協力関係とは別に独立して労働関係が成立していると見て、対象者となります。具体的な判断については、以下の要件を満たしているか否かとなります。 ①業務を行うにつき、事業主の指揮命令に従っていることが明確であること。 ②就労の実態が当該事業場における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること。特に、始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等、また賃金の決定、計算及び支払方法、賃金の締切り及び支払の時期等について就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより、その管理が他の労働者と同様になされていること。	原則として被保険者となりません。 ただし、次の条件を満たしていれば被保険者となりますが、公共職業安定所へ雇用の実態を確認できる書類等の提出が必要となります。 ①業務を行うにつき、事業主の指揮命令に従っていることが明確であること ②就労の実態が当該事業所における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること。特に、始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等、また賃金の決定、計算及び支払方法、賃金の締切、及び支払の時期等について就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより、その管理が他の労働者と同様になされていること ③事業主と利益を一にする地位（役員等）にないこと
出向労働者	出向労働者が出向先事業組織に組入れられ、出向先事業主の指揮監督を受けて労働に従事する場合は、出向元で支払われている賃金も出向先で支払われている賃金に含めて計算し出向先で対象労働者として適用してください。	出向元と出向先の2つの雇用関係を有する出向労働者は、同時に2つ以上の雇用関係にある労働者に該当するので、その者が生計を維持するのに必要な主たる賃金を受けている方の雇用関係についてのみ被保険者となります。
派遣労働者	・派遣元…原則としてすべての労働者を対象労働者として適用してください。 ・派遣先…原則として手続の必要はありません。	・派遣元…次の要件をすべて満たしていれば被保険者として含めます。 ①1週間の所定労働時間が20時間以上であること ②31日以上の雇用見込みがあること ・派遣先…原則として手続の必要はありません。
日雇労働者	すべて対象者となります。	日々雇用される者又は30日以内の期間を定めて雇用される者のうち、日雇労働で生計を立てている者は日雇労働被保険者となります（臨時・内職的な場合は該当しません）。

（注1）株主総会、取締役会の決議を実行し、又日常的な取締役会の委任事項を決定、執行する権限（代表者が行う対外的代表行為を除く会社の諸行為のほとんどすべてを行う権限）
（注2）業務執行権を有する取締役・理事・代表社員等の指揮監督を受けて労働に従事し、その対償として賃金を得ている関係。

※平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても雇用保険の適用対象となっています。

5 労働保険料等算定基礎賃金等の報告の記入要領及び記入例

⑪…令和２年4月1日から令和３年３月31日までに使用した労災保険対象者の数（各月末（賃金締切日がある場合には月末直前の賃金締切日）の数）と雇用保険対象被保険者の数及び賃金の総額を各欄の区分により記入し、その合計（ⓑ欄及びⓓ欄にはⓐ欄及びⓒ欄の1,000円未満の端数を切り捨てた額をそれぞれ記入し、ⓑ+ⓗ欄には、ⓑ欄の額に⑫のⓗ欄の額を加えた額を記入し、ⓖ欄には、ⓓ欄の額を記入してください。）をそれぞれの欄に記入してください。なお、合計欄の平均労働者数等については、次により記入してください。

(1)「1ヵ月平均使用労働者数」欄には、令和２年度中の1ヵ月平均使用労働者数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てた数）

$$\left[\frac{\text{令和２年度の各月末（賃金締切日がある場合には月末直前の賃金締切日）の使用労働者数の合計}}{12\ \left(\text{ただし、令和２年度中途に保険関係が成立した事業にあっては、保険関係成立以後の月数}\right)}\right]$$ を記入してください。

(2)「1ヵ月平均被保険者数」欄には、前年度における1ヵ月平均被保険者数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てた数）を記入してください。

※ただし、計算の結果が1名未満の場合は、切上げて1名としてください。
また平均人数に「賞与人数」は含めません。

組様式第４号

① 労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号						枝番号	
	×	×	3	0	1	9	3	0	0	1	0	0	1

② 雇用保険事業所番号													
	×	×	0	1	−	0	6	4	1	1	5	−	3

③ 事業の

④ 事業の所

⑤ 事業主の

区分 / 月別内訳	労災保険及び一般 (1) 常用労働者			(2) 役員で労働者扱い（業務執行権を有する者を受け労働に従事し、得ている者等（1枚目裏面参照））	
令和２年４月	11人	2,768,898円		1人	363,5
5月	11	2,759,845		1	366,8
6月	11	2,738,461		1	368,1
7月	11	2,749,515		1	354,9
8月	11	2,821,268		1	362,1
9月	11	2,722,413		1	363,9
10月	11	2,899,716		1	363,6
11月	11	2,896,855		1	365,9
12月	11	2,873,226		1	360,5
令和３年１月	11	2,875,869		1	362,1
2月	11	2,783,193		1	361,9
3月	11	2,767,933		1	372,3
賞与等2年7月		5,591,225			752,1
年12月		6,670,719			897,3
年　月					
合　計		45,919,136			6,015,5

⑫…中小事業主等の第1種特別加入の承認を受けた者がいる場合は、その者の「承認された給付基礎日額」及び「保険料算定基礎額」を、ⓗ欄には、その合計額（1,000円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てた額）を記入してください。

⑬…中小事業主等の第1種特別加入の承認を受けた者がいる場合は、その者の「希望する給付基礎日額」及び「保険料算定基礎額」を、ⓘ欄には、保険料算定基礎額の合計額（1,000円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てた額）を記入し、ⓘ+ⓘ欄には、ⓘ欄の額に⑭のⓘ欄の額を加えた額を記入してください。

⑫令和２年度確定 承認された給付基礎日額	保険料算定基礎額	特別加入者 氏名	
12,000円	4,380,000円	○○	○○
10,000円	3,650,000円	○○	○○
円	円		
円	円		
	ⓗ 8,030千円	合　計	

⑭…各欄は次により記入してください。

(1)　令和３年度の賃金総額の見込額が前年度の賃金総額の2分の1以上、2倍以下の場合には、「㊐合計」欄に「前年度と同額」と記入し、㋑欄から㊁欄までは記入しないでください。

(2)　(1)以外の場合には次により記入します。

賃金総額の見込額が2分の1未満、2倍超になる場合

㋑欄は、令和３年度における1日平均使用労働者の見込数（延べ使用労働者数を所定労働日数で除したもの）を、㋺欄は、令和３年度における1ヵ月平均被保険者の見込数（使用労働者全員が雇用保険法の適用を受ける場合は、前記㋑の1日平均使用労働者の見込数）を、㋩欄は、令和３年度の支払賃金総額の見込額を、㊁欄は、令和３年度の賞与等臨時支払賃金の見込額を記入し、㊐欄に、㋩欄の額と㊁の額との合計（1,000円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てた額）を記入します。

⑦…事業の概要（製品名、製造行程等）を具体的に記入してください。

⑩…労働保険料の延納（分納納付）の申請を希望する場合にはイを○で、希望しない場合にはロを○で囲んでください。

労働保険料等算定基礎賃金等の報告（事業主控）

名称 ○○工業（株）　TEL ××（××××）××××

〒（×××－××××）

所在地 ○○市○○　○－○－○

氏名 ○○　○○　⑥ 作成者氏名 ○○　○○

⑦事業の概要（具体的に記入してください。）

ナイフ、フォーク等
食卓用刃物の製造業

※⑧ 業種 6 3 0 1

⑨ 特掲事業

イ．該当する　ロ．該当しない

⑩令和3年度概算の延納

イ．する　ロ．しない

（分割納付（3回））（一括納付（1回））

⑪ 令和2年度確定賃金総額

賃金対象労働者数及び賃金					雇用保険対象被保険者数及び賃金					
の者	(3) 臨時労働者（パートタイマー、アルバイト等）		(4) 合計（(1)+(2)+(3)）		(5) 被保険者（日雇労働被保険者に支払った賃金を含む。なお、パートタイマー、アルバイト等雇用保険の被保険者とならない者を除く（1枚目裏面参照））		(6) 役員で被保険者扱いの者（給与支払等の面からみて労働者的性格の強い者（1枚目裏面参照））		(7) 合計（(5)+(6)）	
510円	0人	0円	12人	3,132,408円	11人	2,768,898円	1人	363,510円	12人	3,132,408円
809	1	154,554	13	3,281,208	11	2,759,845	1	366,809	12	3,126,654
177	1	142,100	13	3,248,738	11	2,738,461	1	368,177	12	3,106,638
923	1	158,350	13	3,262,788	11	2,749,515	1	354,923	12	3,104,438
118	1	166,611	13	3,349,997	11	2,821,268	1	362,118	12	3,183,386
949	1	157,300	13	3,243,662	11	2,722,413	1	363,949	12	3,086,362
668	1	183,659	13	3,447,043	11	2,899,716	1	363,668	12	3,263,384
919	0	0	12	3,262,774	11	2,896,855	1	365,919	12	3,262,774
563	0	0	12	3,233,789	11	2,873,226	1	360,563	12	3,233,789
115	0	0	12	3,237,984	11	2,875,869	1	362,115	12	3,237,984
992	0	0	12	3,145,185	11	2,783,193	1	361,992	12	3,145,185
334	1	176,401	13	3,316,668	11	2,767,933	1	372,334	12	3,140,267
115		0		6,343,340		5,591,225		752,115		6,343,340
325		0		7,568,044		6,670,719		897,325		7,568,044
517		1,138,975	1カ月平均使用労働者数 12人	ⓐ 53,073,628円 ⓑ 53,073千円 ⓑ+ⓗ 61,103千円		45,919,136		6,015,517	1カ月平均被保険者数 12人	ⓒ 51,934,653円 ⓓ 51,934千円 ⓖ(ⓓ) 51,934千円

⑬ 令和3年度概算		⑭ 令和3年度賃金総額の見込額			
希望する給付基礎日額	保険料算定基礎額		労災保険	雇用保険	予備欄
14,000円	5,110,000円	㋑ 常時使用労働者数	人		
10,000円	3,650,000円	㋺ 雇用保険被保険者数		人	
円	円	㋩ 支払賃金総額の見込額	円	円	
円	円	㋥ 賞与等臨時支払賃金の見込額	円	円	
ⓘ+ⓙ 61,833千円	ⓘ 8,760千円	㋭ 合計	ⓙ(㋩+㋥) 千円 前年度と同額	ⓚ(㋩+㋥) 千円 前年度と同額	

⑨…雇用保険に係る保険関係が成立している事業で、次の事業（以下「特掲事業」という。）に該当する場合にはイを○で、特掲事業に該当しない場合にはロを○で囲んでください。

(1) 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業（園芸サービスの事業は除く。）。

(2) 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他畜産、養蚕又は水産の事業（牛馬の育成、酪農、養鶏又は養豚の事業及び内水面養殖の事業は除く。）。

(3) 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業。

(4) 清酒の製造の事業。

6 保険料・一般拠出金申告書内訳の記入要領及び記入例

この申告書内訳は、委託事業場に振り出された枝番号順に記入してください。

労災保険率のメリット制の適用を受ける事業については、別葉に記入し、上部余白に（メリット適用分）と記入して区分します。

申告書内訳が2枚以上になる場合には、各葉に必ず小計を記入し、別葉の総合計分を設け、小計欄を合計欄と訂正し、総合計を記入してください。その際、事務組合の名称、所在地、代表者の氏名及び事務担当者氏名は別葉の総合計分のみに記入してください。

この申告書内訳は、申告書の記載事項のチェック等に使用しますので、必ず提出してください。

⑨…上段には、⑦の（－）欄の額に⑧欄の料率を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てた額）を記入します。中段には、⑦の（特）欄の額に⑧欄の料率を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てた額）を記入します。下段には、（－）欄と（特）欄の合計額を記入します。労災保険率メリット制適用事業についても、同様の計算方法により記入してください。

②…「令和２年度概算保険料申告書に添付した申告書内訳に記入されている各委託事業主」、「その後に新規委託があったもの」、「委託を解除したもの」を含め、すべての委託事業主の名称を記入してください。

③…「労災保険率適用事業細目表」に記載されている事業の種類の細目を記入してください（賃金等の報告の⑧欄参照）。

⑧…③欄に対応する労災保険率を労災保険率表により記入してください。

なお、労災保険率メリット制適用事業については、メリット労災保険率を記入してください。

⑩…「賃金等の報告」の⑪の㋑欄を上段の（イ）に、㋺の額を下段の（ハ）にそれぞれ転記してください。

⑬…⑨欄と⑫欄の合計額を規模区分別に（④欄の人数から、15人以下と16人以上に区分して）記入してください。

なお、小計欄には、規模区分別の件数、金額の合計を記入し、計欄には、規模区分別の金額の合計額を記入してください。

年度の途中に増減額訂正申告を提出した事業所の分も忘れずに記載してください。

㉑…次の区分により事業場数を記入してください。

甲…常時使用労働者数　1人～4人

乙…常時使用労働者数　5人～15人

A…労災・雇用の両保険が成立している事業

B…労災・雇用どちらか一方のみが成立している事業

なお、雇用保険に係る保険関係のみが成立している事業にあっては、「被保険者数」に基づいて記入してください。

組様式第６号（甲）

労働保険番号A	府県	所轄	管轄	基幹番号
	××3	0	1	930010

令和２年度確定
令和３年度概算

令和２年度確定保険料・令和３年度概算保険料（増額・減

①労働保険番号の枝番号	②事業場の名称	③業種	④常時使用労働者 / ⑤被保険者	⑥保険関係区分	労災保険 ⑦賃金総額	⑧労災保険率	労災保険 ⑨保険料（⑦×⑧）	雇用保険 ⑩賃金総額	⑪雇用保険率	⑫一般保険料（⑩の（ハ）×⑪）	⑬確定保険（規模区分合計額（⑨ 15人以下	16
001	○○工業（株）○○　○○	6301	12 / 12	両保 / 労災 / 雇用	(一)53,073 (特)8,030	6.5	(一)344,974 (特)52,195 (計)397,169	(イ)51,934 (ハ)51,934	9	467,406	864,575	
				両保 / 労災 / 雇用	(一) (特)		(一) (特) (計)	(イ) (ハ)				
004	○○貴金属○○　○○	6401	14 / 14	両保 / 労災 / 雇用	(一)12,485 (特)2,555	3.5	(一)43,697 (特)8,942 (計)52,639	(イ)11,321 (ハ)11,321	9	101,889	154,528	
005	○○皮革（株）○○　○○	6401	7 / 7	両保 / 労災 / 雇用	(一)19,920 (特)3,285	3.5	(一)69,720 (特)11,497 (計)81,217	(イ)18,563 (ハ)18,563	9	167,067	248,284	
006	○○印刷（株）○○　○○	4601	4 / 4	両保 / 労災 / 雇用	(一)21,418 (特)8,760	3.5	(一)74,963 (特)30,660 (計)105,623	(イ)19,633 (ハ)19,633	9	176,697	282,320	
				両保 / 労災 / 雇用	(一) (特)		(一) (特) (計)	(イ) (ハ)				
011	○○運送○○　○○	7203	9 / 9	両保 / 労災 / 雇用	(一)21,609 (特)3,832	9	(一)194,481 (特)34,488 (計)228,969	(イ)19,741 (ハ)19,741	9	2.7.2 個別より移行による月割計算 177,669	406,638	(2.7
012	○○ビル（株）○○　○○	9301	5 / 5	両保 / 労災 / 雇用	(一)2,711 (特)0	5.5	(一)14,910 (特)0 (計)14,910	(イ)2,711 (ハ)2,711	9	3.2.1 新規委託 24,399	39,309	
013	○○めっき（株）○○　○○	5501	10 / 10	両保 / 労災 / 雇用	(一)56,515 (特)5,110	7	(一)395,605 (特)35,770 (計)431,375	(イ)54,004 (ハ)54,004	9	486,036	917,411	
				両保 / 労災 / 雇用	(一) (特)		(一) (特) (計)	(イ) (ハ)				
小計			61 / 61	両保 7 件 / 労災 件 / 雇用 件 / 計 7 件			㉑甲 A 1 件 / B 件 / 乙 A 6 件 / B 件	Ⓐ 1,311,902		Ⓕ 1,601,163	7 件 / 2,913,065円 / 計Ⓖ 2,913,0	

※⑭（一般拠出金算定に係る賃金総額）については、⑦（労災保険に係る賃金総額）の（一）と同額を記入して下さい。ただし、平成19年3月31日以前に成立した
については、一般拠出金算定対象とはなりません。

労働保険事務組合の　名称　労働保険事務組合○○商店街振興組合　所在地　○○市

代表者の氏名　○○

⑭…⑦の（－）と同額を記入してください。

ただし、平成19年3月31日以前に成立した一括有期事業があれば、その額は除きます。

⑰…上段（点線の上の部分）には適用される労災保険率を記入してください。ただし、労災保険率メリット制適用事業については、新たに通知されたメリット労災保険率を記入してください。

下段（点線の下の部分）には「賃金等の報告」の「ⓘ+ⓙ」欄の額に上段の料率を乗じて得た額を記入してください。

ただし、労災保険率メリット制適用事業については、「賃金等の報告」の⑭のⓙ 欄の額に上段の料率を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てた額）と⑬のⓘ欄の額に上段の料率を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てた額）を合算した額を記入してください。

⑯…すでに令和２年度概算保険料として申告した額を記入してください。

ただし、令和２年度の中途に増減（増減額訂正）申告をしている場合は、その増減後の額を記入してください。

口座振替納付を認められた事務組合は1枚目に朱書で表示してください。

⑱…上段（点線の上の部分）には適用される雇用保険率を記入してください。

下段（点線の下の部分）には「賃金等の報告」の⑭のⓚ欄に「前年度と同額」と記入されている事業については、この申告書内訳の⑩欄の（ハ）の額に上段の料率を乗じて得た額を記入してください。それ以外の事業については、「賃金等の報告」の⑭のⓚ 欄の額に上段の料率を乗じて得た額を記入してください。

保険料・一般拠出金申告書内訳 口座

4 枚のうち　1 枚目

額）・一般拠出金			⑯ 申告済概算保険料	令和２年度概算保険料			⑳ 第１種特別加入者					
険料 別） +⑫）	一般拠出金 ⑭ 賃金総額（※）	⑮ 一般拠出金額（⑭× /1000）	（一般保険料 第１種特別加入保険料）	⑰ 労災保険 保険料（第一種特別加入を含む）	⑱ 雇用保険 一般保険料	⑲ 合計（⑰+⑱）	氏名	令和２年度の給付基礎日額	適用月数	区分	令和３年度からの給付基礎日額	適用月数
6人以上	円	千円	円	円	1000分の6.5 円	1000分の9 円		円	月		円	月
	53,073	1,061	1,152,760	401,914	467,406	869,320	○○ ○○	12,000	12	1.新規 2.継続 ③変更 4.脱退等	14,000	12
							○○ ○○	10,000	12	1.新規 ②継続 3.変更 4.脱退等	10,000	12
	12,485	249	168,875	3.5 52,639	9 101,889	154,528	○○ ○○	7,000	12	1.新規 ②継続 3.変更 4.脱退等	7,000	12
			185,178	2.9.28 委託解除移行による(21.1.01.304210) 月割計算 2.10.10 減額訂正報告済			○○ ○○	18,000	6	1.新規 2.継続 3.変更 ④脱退等		
	21,418	428	316,598	3.5 105,623	9 176,697	282,320	○○ ○○	14,000	12	1.新規 ②継続 3.変更 4.脱退等	14,000	12
							○○ ○○	10,000	12	1.新規 ②継続 3.変更 4.脱退等	10,000	12
20.1.01.212511） 10.10増額訂正済 21,609		432	361,446	9 240,471	9 177,669	418,140	○○ ○○	14,000	9	1.新規 ②継続 3.変更 4.脱退等	14,000	12
	2,711	54	0	5.5 86,705	9 156,069	242,774				1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退等		
	56,515	1,130	150,164	7 431,375	9 486,036	917,411	○○ ○○	14,000	12	1.新規 ②継続 3.変更 4.脱退等	14,000	12
										1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退等		
件	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯						
円	167,811	3,354	2,335,021	1,318,727	1,565,766	2,884,493						
065												

労働保険番号B（労働保険番号Aと同一のもの）	府県		所掌	管轄		基幹番号					
	X	X	3	0	1	9	3	0	0	1	0

一括有期事業　（郵便番号　－　）
電話番号（　）－（　）　番

○○　○－○－○

○　○○

（事務担当者氏名）　○○　○○

労働局用

⑳…「区分」欄には、令和３年度から新規に特別加入する者があるときは、特別加入の申請により承認された給付基礎日額を記入し、「1.新規」に○印を付してください。特別加入を継続し、給付基礎日額に変更のないものは、令和２年度の給付基礎日額を記入し、「2.継続」に○印を付してください。給付基礎日額の変更を希望するもの（「賃金等の報告」で承認された給付基礎日額と異なる給付基礎日額を希望している場合）は、その給付基礎日額を記入し、「3.変更」に○印を付してください。特別加入を脱退する者については、「4.脱退等」に○印を付してください。

特別加入者の人数が多く、この欄に記入しきれない場合は、別紙に記入してください。

●新規、変更及び脱退の記入例

氏名	令和２年度の給付基礎日額	適用月数	区分	令和３年度からの給付基礎日額	適用月数
○○ ○○	円	月	(1. 新規) 2. 継続 3. 変更 4. 脱退等	円 10,000	月 12
○○ ○○	12,000	12	1. 新規 2. 継続 (3. 変更) 4. 脱退等	14,000	12
○○ ○○	18,000	12	1. 新規 2. 継続 3. 変更 (4. 脱退等)		

特別加入者にかかる加入申請、脱退、変更が生じた場合には、その都度管轄の労働基準監督署への各種届け出が必要です。

⑮…⑭の額に1,000分の0.02を乗じて得た額を記入して下さい。（1円未満の端数がある場合には、切り捨ててください。）。

7 申告書の記入要領及び記入例

⑩…次により記入してください。

なお、この欄には、金額の前に「¥」記号を付さないでください。

（イ）…保険料・搬出金申告書内訳の⑬の計Ⓖの額を転記してください。

ただし、第２種特別加入保険料の場合は、⑩欄の（イ）及び（ロ）に、保険料申告書内訳（組様式第6号（乙））の⑦欄の合計額を転記してください。

（ロ）…保険料・搬出金申告書内訳の⑨のⒶ欄の額を転記してください。

（ホ）…保険料・搬出金申告書内訳の⑫のⒻ欄の額を転記してください。

（ヘ）…保険料・搬出金申告書内訳の⑮の①欄の額を転記してください。

⑱…**印書されている金額に疑問のある場合には、訂正しないで管轄の都道府県労働局労働保険徴収主務課（室）に照会してください。**

⑳…この申告書の⑩（イ）確定保険料と⑱申告済概算保険料の額を比較します。⑩（イ）＜⑱のときはその差引額を（イ）充当額または（ロ）還付額に記入します。

⑩（イ）＞⑱のときは、その差引額を（ハ）不足額に記入します。

㉒…次により記入してください。

（イ）、（チ）及び（ル）…保険料の延納の申請をする場合には、この申告書の⑭（イ）欄の概算保険料額を３で除した額を（イ）、（チ）及び（ル）に記入してください。ただし、除した額に１円又は２円の余りが生じた場合は、その余りを加えた額を（イ）に記入してください。

延納の申請をしない場合は、⑭の（イ）の概算保険料額をそのまま（イ）に記入してください。

（ロ）…この申告書の⑳欄の（イ）の額を転記してください。（記入例２の①及び③）

ただし、⑳欄の（イ）の額が、㉒欄の（イ）の額より多い場合は㉒欄の（イ）の額と同額を記入してください。（記入例３）

（ハ）…この申告書の⑳欄の（ハ）の額を転記してください。

（ニ）…（ロ）充当額がある場合は、（イ）の額から（ロ）の額を差引いた額を記入してください。（記入例２の①及び③）

（ハ）不足額がある場合は、（イ）の額に（ハ）の額を加えた額を記入してください。（記入例１）

（ヘ）…この申告書の⑩欄の（ヘ）の額から㉒欄の（ホ）の額を差引いた額を記入してください。なお、一般拠出金は延納できません。

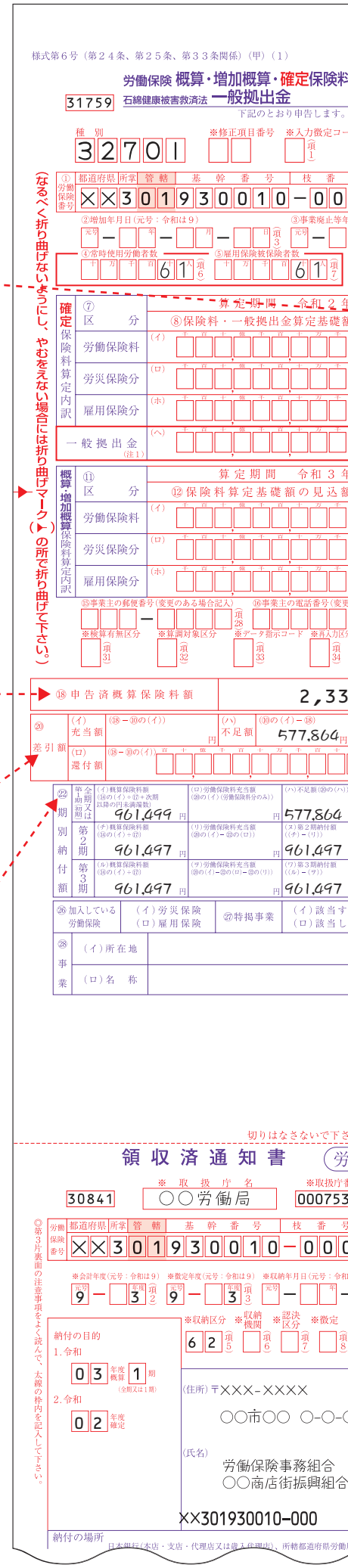

済概算保険料額を上回る場合（不足額が出る場合）

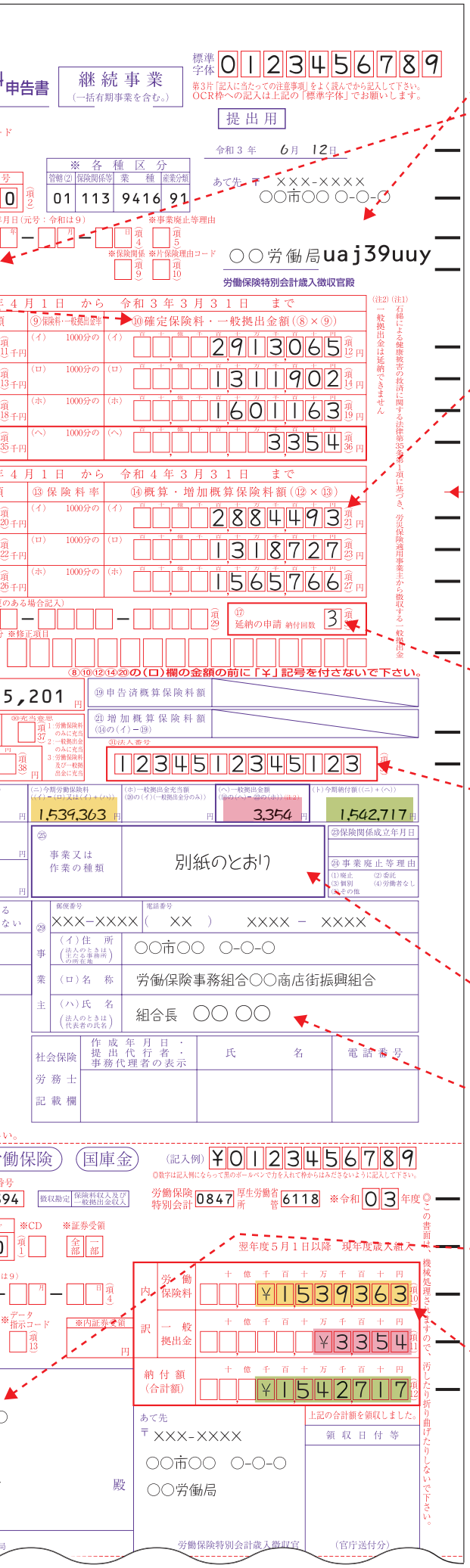

電子申請を行う場合のアクセスコードです。P.36 の「電子申請のための「アクセスコード」について」をご覧ください。

④、⑤…保険料・拠出金申告書内訳の④欄の合計数、⑤欄の合計数をそれぞれ転記してください。

ただし、第２種特別加入保険料の場合は、保険料申告書内訳（組様式第６号（乙））の④欄の合計数を転記してください。

⑭…次により記入してください。

なお、記入にあたっては、金額の前に「¥」記号を付さないでください。

（イ）…保険料・拠出金申告書内訳の⑲のⓂ額を転記してください。

ただし、第２種特別加入保険料の場合は、⑭欄の（イ）及び（ロ）に、保険料申告書内訳（組様式第６号（乙））の⑩欄の合計額を転記してください。

（ロ）…保険料・拠出金申告書内訳の⑰のⓀ額を転記してください。

（ホ）…保険料・拠出金申告書内訳の⑱のⓁ額を転記してください。

⑰…延納の申請をする場合は「3」、延納の申請をしない場合は「1」と記入してください。

㉛…「法人番号」欄が空欄の場合は労働保険事務組合の「法人番号」を記入してください。

※法人番号は国税庁から通知される13桁の番号です。

※労災保険のメリット制が適用となる委託事業場について個別に作成する申告書の場合、当該委託事業場の法人番号を記入してください。

㉕…「別紙のとおり」と記入してください。

㉙…事務組合の所在地、名称及び代表者の氏名、郵便番号、電話番号を忘れずに記入してください。

印書されている事務組合の所在地及び名称に誤りがないか確認してください。

万一、誤りがある場合には訂正しないで、管轄の都道府県労働局労働保険徴収主務課（室）に連絡してください。

納付書の金額は、㉒の（ニ）、（ヘ）、（ト）の額を転記してください。

なお、金額の前に必ず「¥」記号を付してください。

また、納付書の金額は訂正できません。記入誤りをした場合は、管轄の都道府県労働局労働保険徴収主務課（室）又は管轄の労働基準監督署で納付書の再交付を受け、書き直して納付してください。

8 法人番号の記入について

1　「法人番号欄」（㉛欄）が空欄の場合、国税庁から通知された１３桁の法人番号を記入してください（商業登記法に基づく「会社法人等番号（１２桁）」を記入しないようご注意ください。）。
　法人番号は支店や事業所ごとには指定されませんので、支店や事業所についても、各法人に指定された法人番号を記入してください。

2　労働保険事務組合が労働保険番号の基幹番号単位で申告書を作成する場合は、法人番号欄に労働保険事務組合の法人番号を記入してください（法人番号が指定されていない労働保険事務組合については、空欄としてください。）。
　ただし、労災保険のメリット制が適用となる委託事業場において個別に作成する申告書には、委託事業場に指定された法人番号を記入してください。なお、委託事業場が法人でない場合は、法人番号欄の１３桁全てに「０」を記入してください（個人番号の記入はしないでください。）。
　また、前年度までに法人番号をご登録いただいている場合は送付した年度更新申告書に印字されてありますが、訂正する場合はP.3の訂正方法のとおり、訂正してください。

記入例２　確定保険料額が申告済概算保険料額を下回る場合（充当をする場合）

充当意思とは

　充当とは、確定保険料額が申告済概算保険料額を下回る場合に、今年度の概算保険料や一般拠出金の納付額にこの差引額を充てることをいい、充当意思とは、その意思を確認するものです。
　充当には以下の３パターンがあります。

充当意思「１」「労働保険料のみ充当」　→　記入例２①へ（P.15）
充当意思「２」「一般拠出金のみ充当」　→　記入例２②へ（P.16）
充当意思「３」「労働保険料及び一般拠出金に充当」　→　記入例２③へ（P.17）

「㉚充当意思」欄には「３」を記入していただくと労働保険料と一般拠出金の両方に充当できますので、事務手続が簡便になる場合があります。

充当額の記入方法

(1)　充当額については、
①　「㉚充当意思」欄が「１」の場合は、労働保険料のみに充当します。
　労働保険料に充当後、なお余りがある場合でも、7月12日までに一般拠出金分を納付する必要があります。
②　「㉚充当意思」欄が「２」の場合は、一般拠出金のみに充当します。
　一般拠出金に充当後、なお余りがある場合でも、7月12日までに労働保険料分を納付する必要があります。
③　「㉚充当意思」欄が「３」の場合は、労働保険料及び一般拠出金に充当します。
　充当後、なお余りがある場合は、今期の納付は必要ありません（申告書の提出は必要です）。
(2)　一般拠出金に充当する場合は、「㉚充当意思」欄に「２」又は「３」を必ず記入してください。
(3)　「⑰延納の申請」の納付回数が「３」で、「㉚充当意思」欄が「１」又は「３」の場合、第１期に充当後、なお余りがある場合には、第２期、第３期の順で充当となります。
(4)　第１期から第３期の順に充当してもなお余りがある場合は、管轄の労働局に「労働保険料・一般拠出金還付請求書」を提出し、還付の請求を行ってください。
　なお、還付の請求手続については、P.18の「記入例３　充当後還付額が出る場合」を参照ください。

記入例２① 労働保険料のみ充当した場合の例

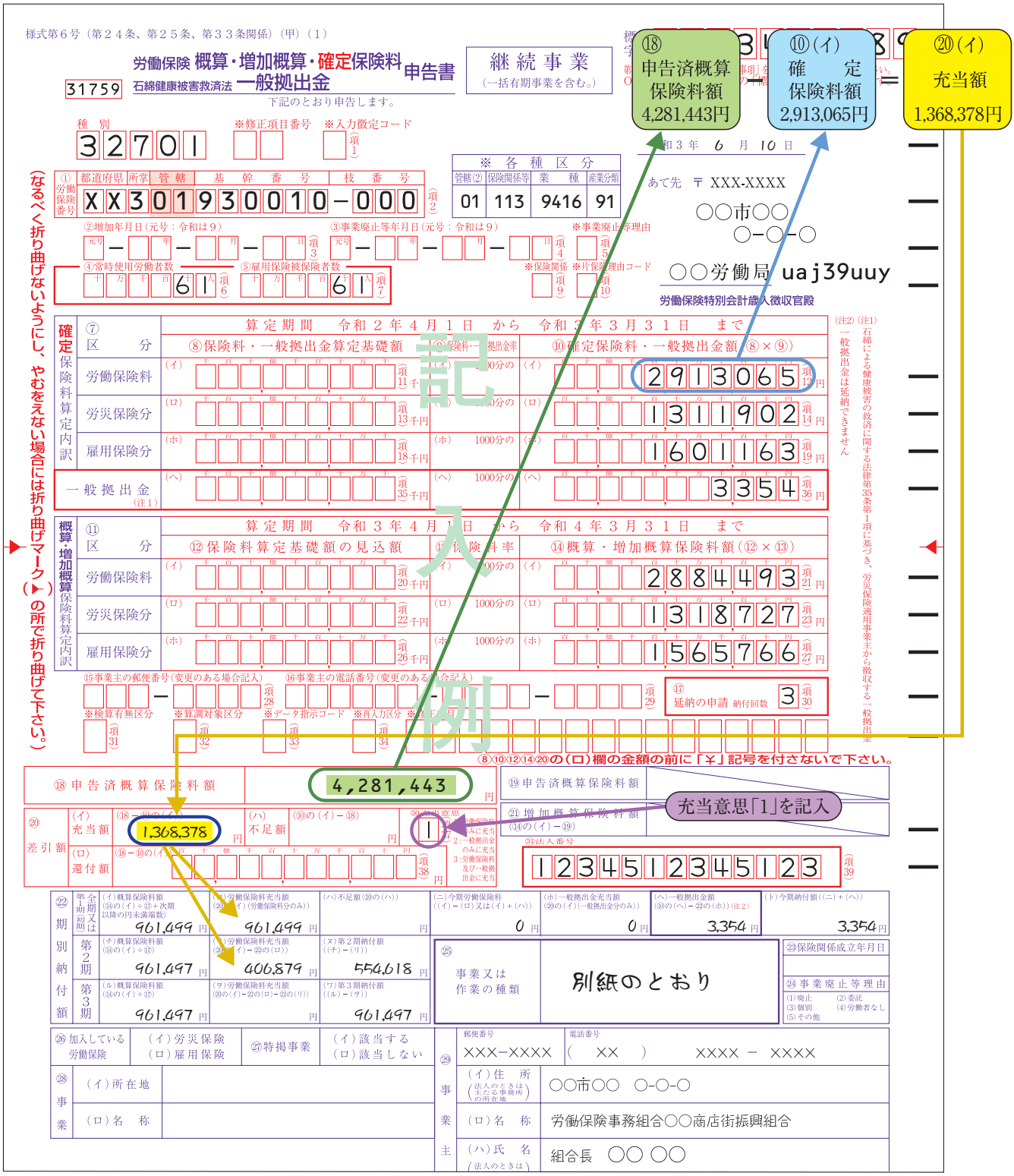

〔計算方法〕

⑭(イ)2,884,493÷3＝
- 第１期分㉒（イ）961,499円 ←※余りが生じた場合は、必ず第１期分に加算してください。
- 第２期分㉒（チ）961,497円
- 第３期分㉒（ル）961,497円

（余りは必ず１円または２円となります）

○第1期の保険料に全て充当し、なお余りがある場合は、原則第2期、第3期に順次残額を充当します。

〔今期納付額の計算〕

第１期	㉒(イ) 961,499	－	㉒(ロ) 961,499	＋	㉒(ヘ) 3,354円	＝	今期納付額 ㉒(ト) 3,354円
第２期	㉒(チ) 961,497	－	㉒(リ) 406,879			＝	第2期納付額 ㉒(ヌ) 554,618

記入例２② 一般拠出金のみ充当した場合の例

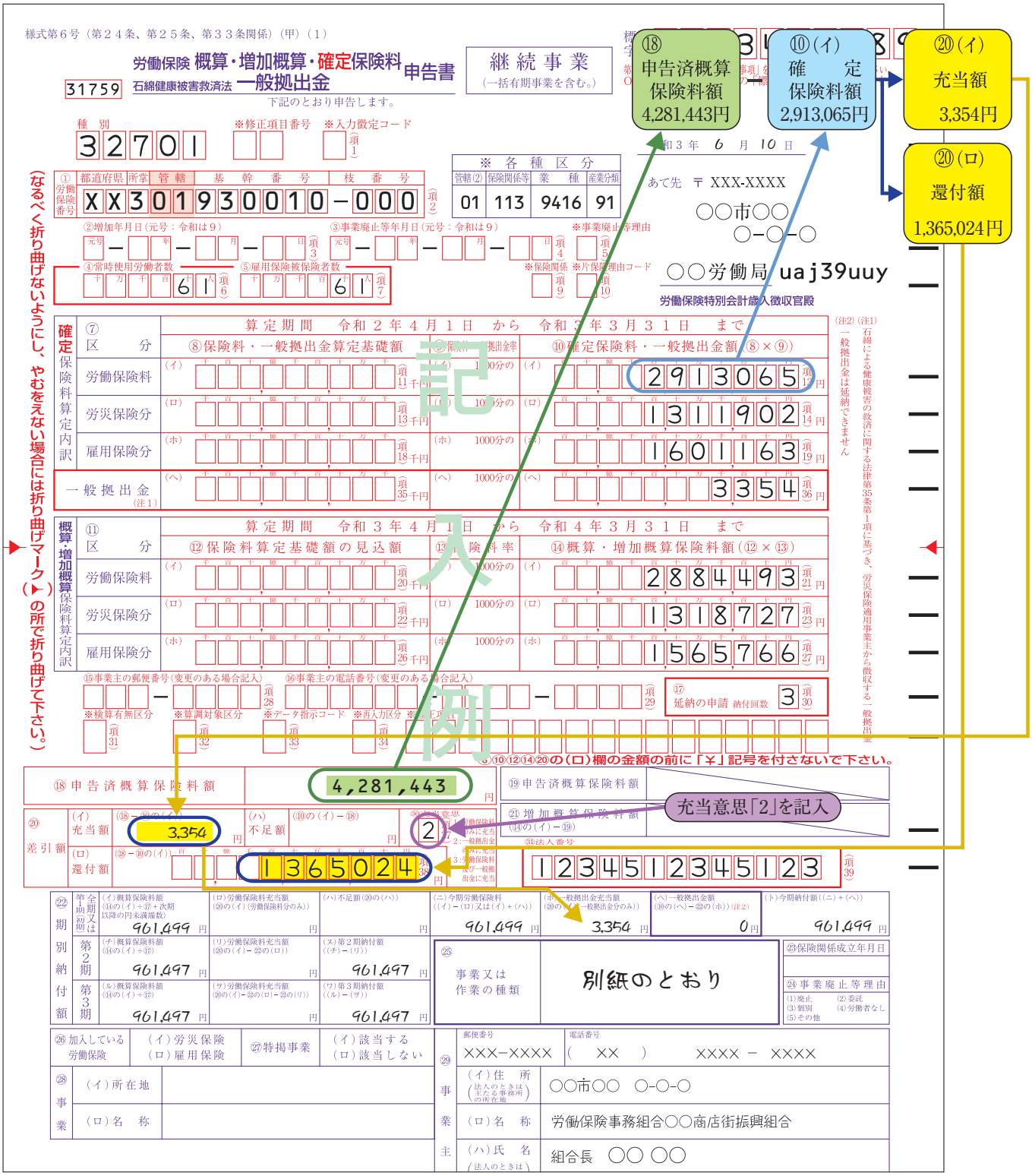

〔計算方法〕

⑭(イ)2,884,493÷3=
- 第１期分㉒（イ）961,499円 ←※余りが生じた場合は、必ず第１期分に加算してください。
- 第２期分㉒（チ）961,497円
- 第３期分㉒（ル）961,497円

（余りは必ず１円または２円となります）

〔今期納付額の計算〕

第１期	㉒(イ) 961,499円	−	㉒(ロ) 0円	＋	㉒(ヘ) 0円	＝ 今期納付額 ㉒(ト) 961,499円
第２期	㉒(チ) 961,497円	−	㉒(リ) 0円			＝ 第2期納付額 ㉒(ヌ) 961,497円

還付額が出た場合、管轄の労働局に「労働保険料･一般拠出金還付請求書」を提出し、還付の請求を行ってください。

記入例２③ 労働保険料及び一般拠出金に充当した場合の例

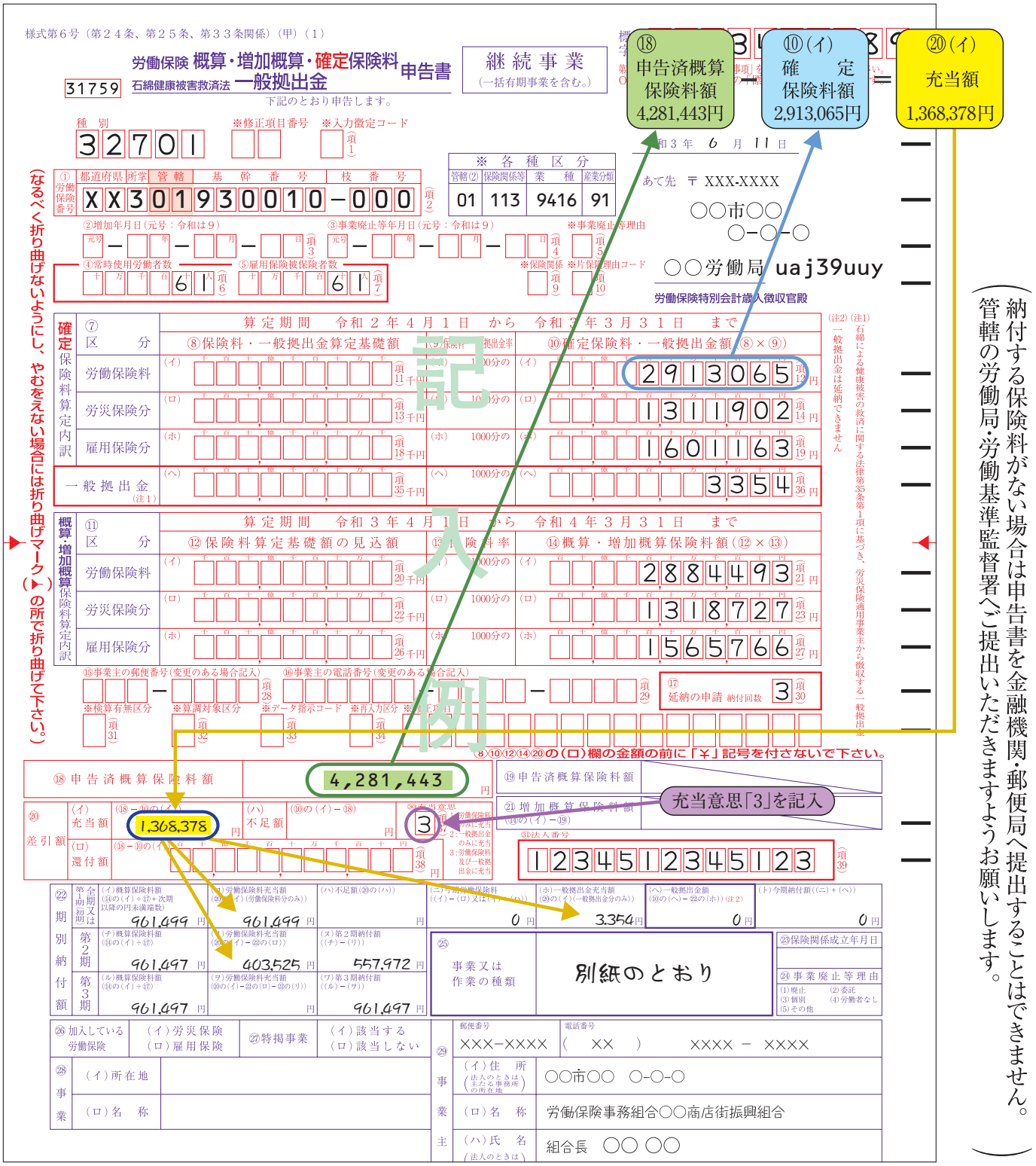

〔計算方法〕

⑭(イ)2,884,493÷3＝
- 第１期分㉒（イ）961,499円 ←※余りが生じた場合は、必ず第１期分に加算してください。
- 第２期分㉒（チ）961,497円
- 第３期分㉒（ル）961,497円

（余りは必ず１円または２円となります）

第1期分労働保険料の充当を行い、その後一般拠出金を充当します。
なお余りがある場合、第2期分以降の労働保険料に残額を充当します。（計算が他の場合と異なりますのでご注意ください。）

〔今期納付額の計算〕

第１期	㉒(イ) 961,499円	－	㉒(ロ) 961,499円	＋	㉒(ヘ) 0円	＝	今期納付額 ㉒(ト) 0円
第２期	㉒(チ) 961,497円	－	㉒(リ) 403,525円			＝	第2期納付額 ㉒(ヌ) 557,972円

記入例３　充当後還付額が出る場合

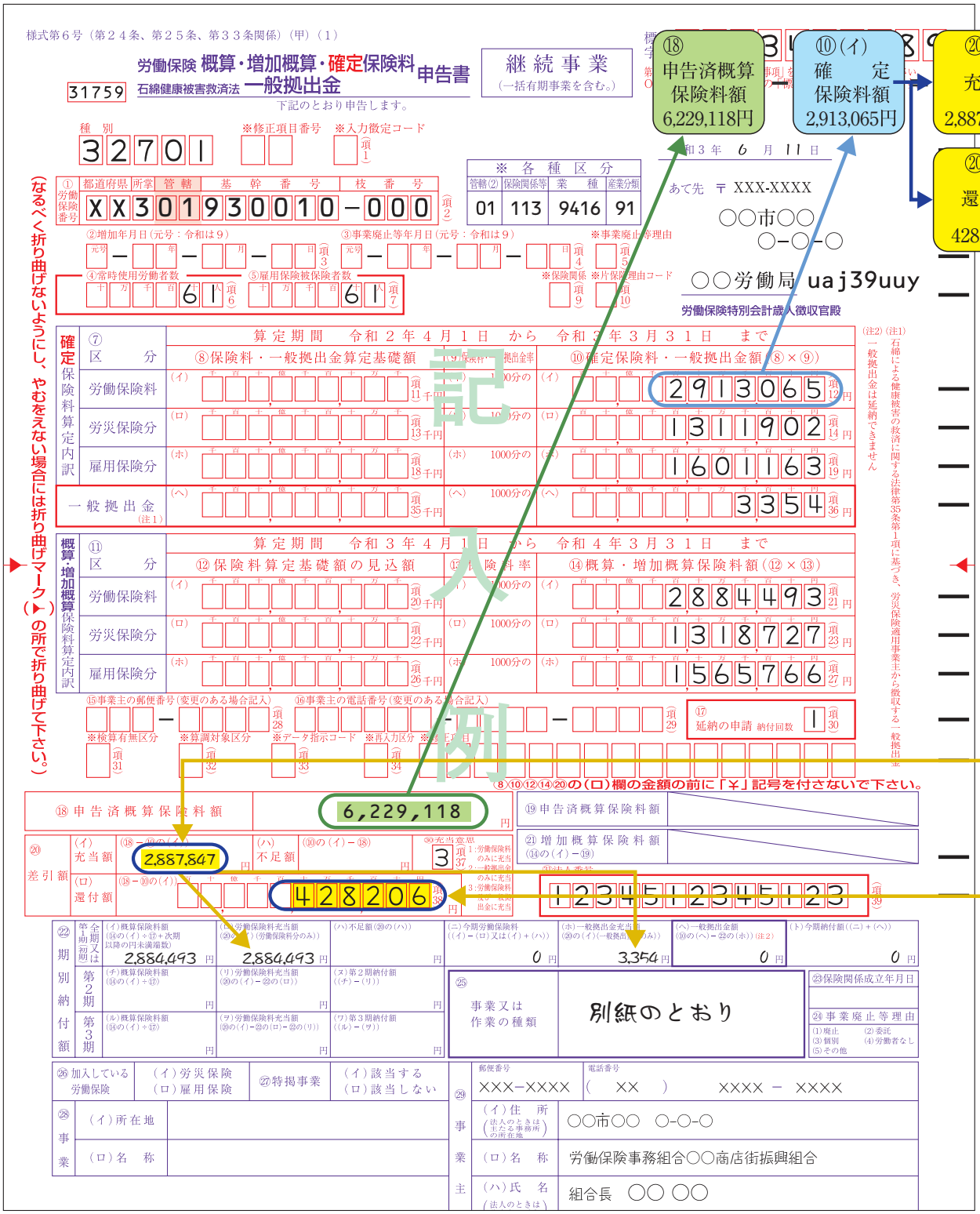

還付額が出た場合、管轄の労働局に「労働保険料･一般拠出金還付請求書」を提出し、還付の請求を行ってください。

（納付する保険料がない場合は申告書を金融機関･郵便局へ提出することはできません。
管轄の労働局へご提出いただきますようお願いします。）

9 還付請求を行う場合について

◎　還付金の請求について

記入例2②、3のように概算保険料および一般拠出金への充当後に還付が生じる場合は、「労働保険料・一般拠出金還付請求書」を提出してください。

◎　「労働保険料・一般拠出金還付請求書」の取得方法について

①厚生労働省HP（右のＱＲコード、または「労働保険関係各種様式」で検索してください。）からダウンロードできます。（事業主控が必要な場合はコピーをご用意ください。）

②労働局又はお近くの労働基準監督署にあります。
なお、郵便にて請求される場合は、返信用の封筒を同封の上、「労働保険料・一般拠出金還付請求書が必要」である旨を記載し、送付してください。

記入例

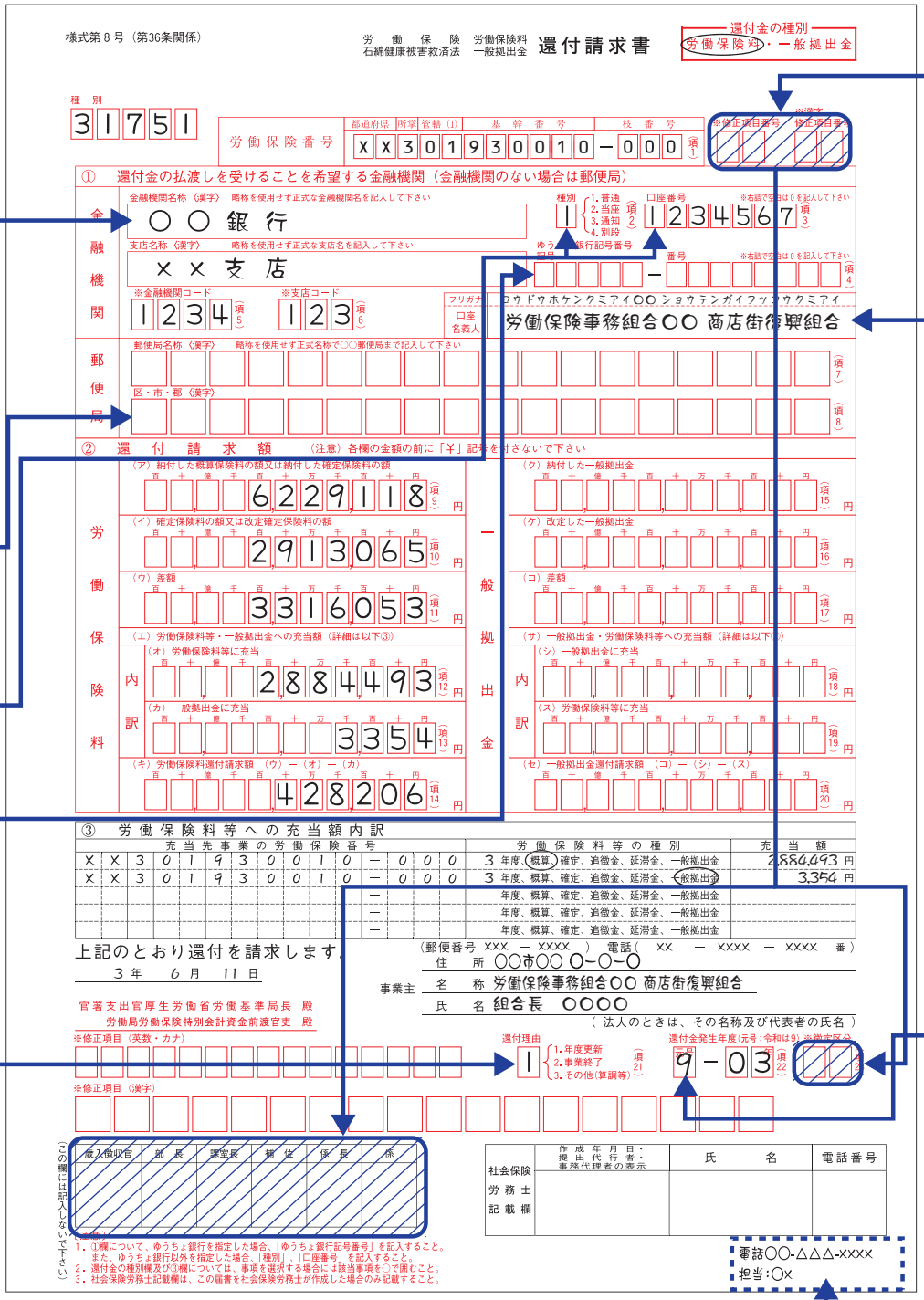

還付金を振込む金融機関名（金融機関名は省略しないで正確に）及び支店名を記入してください。
また、ゆうちょ銀行への振り込みを希望する場合も、この欄に記入してください。
なお、ネット銀行の一部には振込が出来ない場合があります。

郵便局での受取りを希望する場合は、こちらの欄に記入してください。
（指定できない郵便局もあります。）

口座の種別・口座の番号を記入してください。
※口座種別の記入誤りにご注意ください。

ゆうちょ銀行への振込みを希望する場合は、５桁の「記号」－８桁の「番号」をこちらの欄にご記入ください。

年度更新の場合は「1」を、事業終了の場合は「2」をご記入ください。

この欄は記入しないでください。

口座名義人欄には必ず通帳等に表記されているカタカナでフリガナを記入してください。

「還付請求書を提出する年度を、元号「9」を付けてご記入ください。

『事業主』欄と連絡先が異なる場合は、ここに連絡先・電話番号をご記入ください。

10 口座振替を利用している場合について

※口座振替を利用している事務組合の申告書について

口座振替を利用している事務組合への申告書には、以下のように印字されています。
この申告書は金融機関（銀行、郵便局等）で受付することができませんので、管轄の労働局、労働基準監督署又は社会保険・労働保険徴収事務センターに持参するか郵送してください。
口座振替を利用している場合は、領収済通知書を用いて金融機関に納付することができませんのでご注意ください。

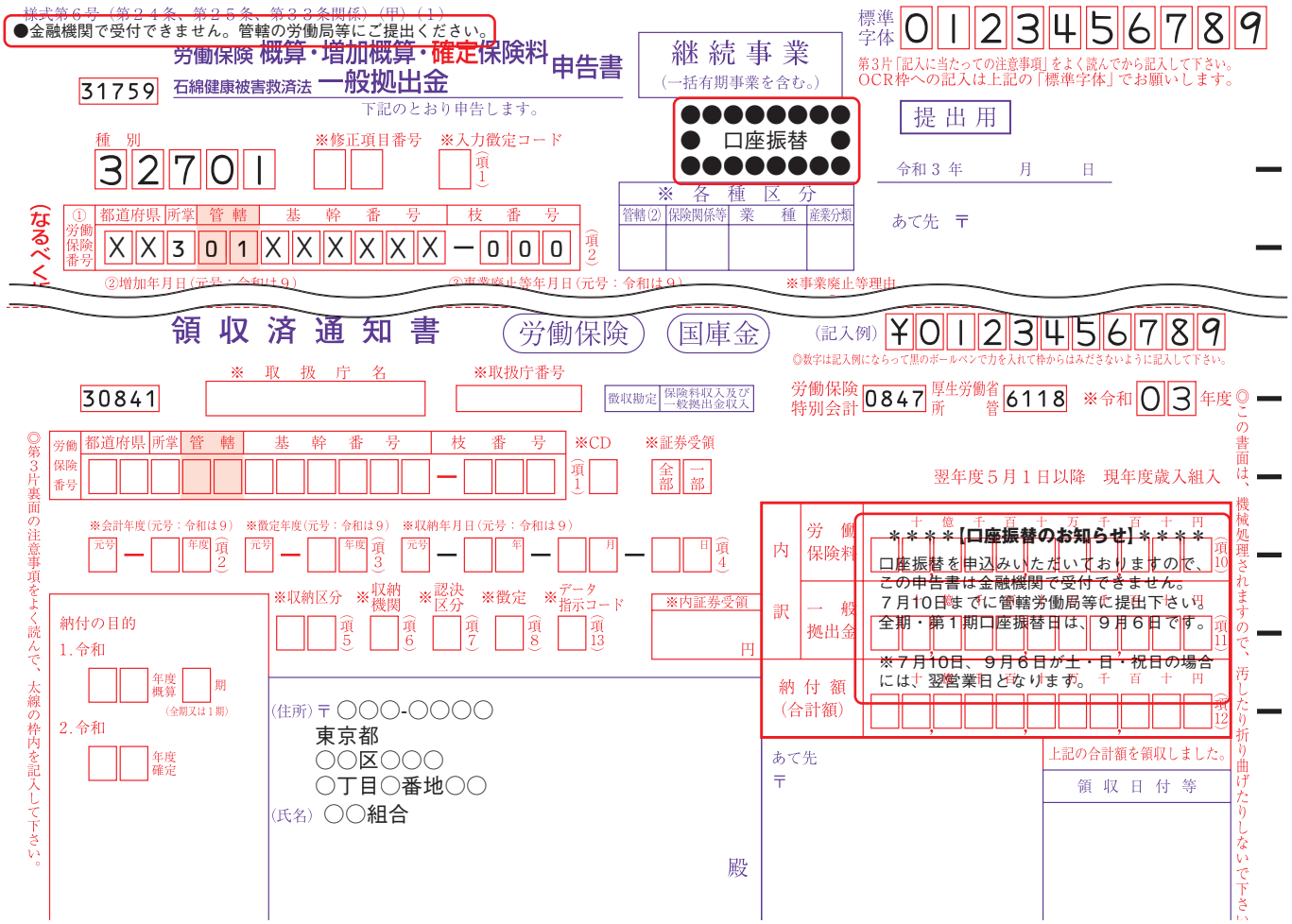

[口座振替に関するQA]

Q． 現在、口座振替を利用していますが、口座振替の申込み手続きは毎年必要でしょうか。

A． すでに口座振替を利用していれば、毎年申込み手続きは必要ありません。口座振替日に引き落としが行われるよう、年度更新手続期間内に申告書のご提出を頂きますようよろしくお願いします。

11 一括有期事業の申告書の書き方

●年度更新手続

建設の事業では、労働保険料の申告･納付のほか、「一括有期事業総括表･一括有期事業報告書（建設の事業）」の提出が必要です。立木伐採等の林業では、「一括有期事業報告書（立木の伐採の事業）」の提出が必要です。

提出につきましては、管轄の労働基準監督署または労働局にお願いします。（金融機関では申告書･領収済通知書のみ受け取ります。）

一括有期事業総括表及び一括有期事業報告書は各労働基準監督署で入手できるほか、厚生労働省ホームページ（URLは以下のとおり）からダウンロードできます。

また、厚生労働省ホームページには申告書の計算を行う際の参考となるよう、「年度更新申告書計算支援ツール（建設事業用）」を用意しています。是非ご利用ください（下記 URL もしくは右の QR コード、または「労働保険関係各種様式」で検索してください。）。

＜URL＞https:// www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudouhoken01/youshiki.html

電子申請を行う場合は、上記ツールもしくは紙で一括有期事業総括表・一括有期事業報告書を作成し、PDFにして、添付してください。

●一括有期事業の要件（建設の事業）

建設の事業については、一つの工事に係る請負金額が1億8千万円未満（消費税額を除く（※））、かつ、概算保険料額が160万円未満の場合一括して申告（徴収法第7条）することになっています。

立木の伐採の事業については、素材の生産量が1,000立方メートル未満でかつ概算保険料額が160万円未満の事業については、一括扱いができます。

＊一括有期事業の要件に該当しない事業の場合は、1現場ごとに一つの事業として（これを「単独有期事業」といいます。）、その事業が開始されるごとに労災保険加入の手続をすることとなります。

●申告する工事

1～3のいずれの要件も満たす工事は、一括有期事業の対象となりますので、取りまとめて確定申告していただくことになります。

1　元請工事

元請負により実施した工事。

2　請負金額および概算保険料

1工事の請負金額が1億8千万円未満（消費税額を除く（※））、かつ概算保険料額が160万円未満の工事。

3　工事期間

次に例示した赤線の工事、つまり、算定年度内（令和２年4月1日から令和3年3月31日まで）に終了した工事。

（令和２年3月31日以前に開始している工事の算入もれがないよう注意してください。）

〈例〉

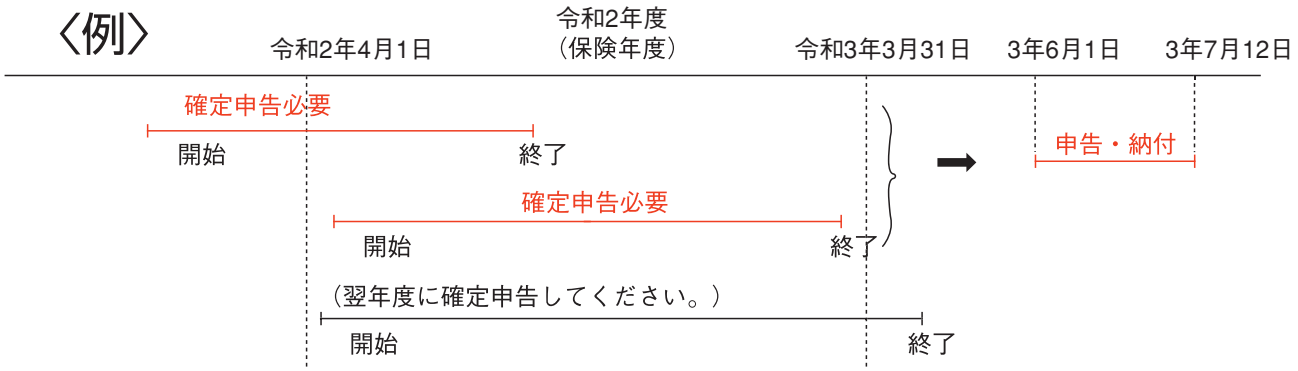

※平成27年3月31日以前に開始された工事については、1億9千万円未満（消費税額を含む）

●保険料の算定のしかた

建設の事業における労災保険料の算定方法には、「賃金」による場合と、「請負金額」による場合があります。

1　支払賃金による算定

準備作業、周辺作業を含めその工事における元請、下請、孫請等のすべての労働者の賃金を正確に把握し、かつ、作業日報、賃金台帳の原本等の帳簿書類を3年間保存している場合は、支払賃金に保険料率を乗じて保険料を算定してください。この場合、通勤手当や賞与等の一時金も算入されますからご注意ください。

2　請負金額による算定（賃金総額を正確に算定することが困難なもの）

建設の事業において、賃金総額が正確に把握し得ない場合には、請負金額に労務費率を乗じて得た額を賃金総額とし、これに保険料率を乗じて保険料を算定してください。

請負金額とは、工事請負契約上の代金、つまり請負代金に、支給資材等の価額相当額や貸与された機械や資材の賃貸料及び損料相当額を加え、そして、告示によって特定された控除対象工事用物（注）のみを控除したものをいいます。

※請負金額に係る消費税額の取扱いについては、P.31を参照してください。

請負代金（契約金額・施主からの金銭給与）＋**請負代金に加算する額**（支給材の価額相当額＋貸与物の賃貸料や損料相当額）－**請負代金から控除する額**（下記（注）参照）＝**請負金額**

（注）請負代金から控除する対象工事用物は、「機械装置の組立て又は据付けの事業」（業種番号36）の機械装置のみです。以下の「3　機械装置の範囲」を参照してください。

3　機械装置の範囲

労災保険料の算定にあたって、請負代金から控除することができる、「機械装置の組立て又は据付けの事業」（業種番号36）における機械装置の範囲については、下記のとおり具体例が示されています。

1.湿式排煙脱硫装置
2.火力発電所ボイラー
3.原子炉
4.ゴミ焼却装置
5.原子力発電所タービン
6.抄紙機（改造）
7.連続鋳造機
8. 発泡ポリスチレンプラント
9. 電気集塵装置
10.ガス発生装置
11.水処理設備
12.エレベーター
13.エスカレーター
14.石油精製、石油化学プラント
15.水力発電設備
16.索道（ロープウェイ、ゴンドラリフト、リフト）

●一括有期事業の要件（立木の伐採の事業）

立木の伐採の事業においては、素材の見込生産量が1000立方メートル未満でかつ概算保険料額が160万円未満の事業の場合一括して申告（徴収法第7条）することになっています。

申告する事業の算定期間については、P.21の工事期間（例）をご参照ください。

業種が林業（立木の伐採等）の場合の申告については、「一括有期事業報告書（立木の伐採の事業）」に立木の伐採の事業の名称、所在地、期間、素材の生産量、賃金総額等を記入し、申告書内訳に転記してください。（「一括有期事業総括表」は必要ありません。）

●その他

①建設業の事務所の労災保険について

事務員(現場以外での業務に従事する者を含む。)を雇用している場合は、一括有期事業の労災保険とは別に「事務所」として管轄の労働基準監督署で労災保険加入の手続が必要になります。

②一括されない有期事業(単独有期事業)

有期事業の一括の要件に該当しない建設事業又は立木の伐採の事業は、一工事現場又は一作業現場ごとに一つの事業として、その事業が開始されるごとに労災保険加入の手続をすることとなります。

具体的な手続としては、事業開始から10日以内にその事業を管轄する労働基準監督署に「保険関係成立届」を提出し、20日以内に「概算保険料申告書(有期事業)」を金融機関又は管轄の労働基準監督署・労働局に提出し、概算保険料の申告・納付をすることとなります。

その事業が終了したときは、50日以内に「確定保険料・一般拠出金申告書(有期事業)」を提出し、すでに申告・納付してあった概算保険料を精算する必要があります。

③労災保険のメリット制について

メリット制は、事業主の保険料負担の公平を図るために、個々の事業場の労働災害の多寡に応じて事業の種類ごとに定められた労災保険率を、一定の範囲内で引き上げたり、引き下げたりする制度です。

一括有期事業については、保険関係成立後3年以上(3月31日現在)経過し、過去3保険年度連続して、確定保険料の額が**40万円以上**の事業が該当します。

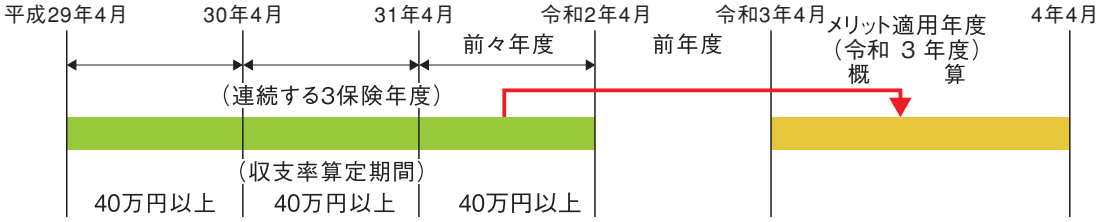

昨年度、メリット制が適用されていた事業場については、「一括有期事業総括表」の「保険料率」の「メリット料率」欄に、**昨年度送付した「令和２年度労災保険率決定通知書」**に記載されているメリット料率を記入し、労災保険料を算出してください。

令和3年度も引き続きメリット制の適用となっている事業場については、「**令和３年度労災保険率決定通知書**」が同封されていますので、該当する「事業の種類」の「改定労災保険率(メリット料率)」により、概算保険料額を算出してください。

令和3年度の概算保険料からメリット制の非適用となる事業場については、基準となる労災保険率(事業の種類ごとに定められた労災保険率)により、労災保険料を算出してください。

※　令和２年度中に終了した業種番号31「水力発電施設、ずい道等新設事業」の元請工事がある場合は、年度更新申告書と同封のリーフレットをご確認ください。

④一括有期事業の特別加入者の労災保険率について

建設事業に係る中小事業主等特別加入者に適用する労災保険率については、特別加入の前提となる一括有期事業の保険関係について登録されている主たる事業の種類による保険料率としてください。

主たる事業の種類に変更がある場合は、「名称・所在地等変更届」(様式第２号)により変更の届出をしてください。

12 一括有期事業報告書（様式第7号）の記入

1　令和元年度中に終了した一括有期対象事業（元請分）をもれなく記入し、P.32 ～ 33の「労災保険率適用事業細目表」を参考に、「事業の種類」ごとに別葉としてください。

2　右記の記入例（P.25）にならって、「一括有期事業総括表」の「事業開始時期」欄に記載された期間ごとに分けて記入し、それぞれの合計額（記入例では「小計」）も記入してください。その際、「平成27年３月31日以前のもの」については、「平成25年９月30日以前のもの」と「平成25年10月１日以降平成27年３月31日以前のもの」の期間に分けて記入してください。

3　「㋺請負代金に加算する額」欄には、工事用の資材などを支給され、または機械器具等を貸与された場合には、支給された物の価額相当額または機械器具等の損料相当額を計上してください。

4　「㋩請負代金から控除する額」欄には、請負代金の額に告示された控除対象工事用物（業種番号36の機械装置のみ認められています。P.22を参照してください。）の価格が含まれている場合、控除対象工事用物の価額相当額を計上してください。

5　賃金で算定する工事は、右記の記入例（P.25）にならって、「㋑請負代金の額」欄、「㋥請負金額」欄には該当する請負金額を、「③賃金総額」欄には該当する賃金総額をかっこ書きで記入してください。

6　請負金額は、平成27年４月１日以降に開始した工事については消費税を除いた額を記入してください。

記入例

※令和２年度中に終了した元請工事がない場合は、報告書の提出は必要ありません。

開始時期が平成30年３月31日以前の工事の区分誤りに注意してください。開始時期の年度により保険料率が異なります。

様式第7号

労働保険
一括有期事業報告書（建設の事業）

事業主控

労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号
	××	1	01	901105	001

2 枚のうち 1 枚目

事業の名称	事業場の所在地	事業の期間	①請負金額の内訳 ㋑請負代金の額	㋺請負代金に加算する額	㋩請負代金から控除する額	㋥請負金額	②労務費率	③賃金総額
○○ハイツ新築工事	○○郡○○町 ○○－○	29年 4月 1日から 2年 9月 30日まで	94,500,000	円	円	94,500,000	23	円 21,735,000
(平成27年4月1日～平成30年3月31日工事開始分)	(小計)	年 月 日から 年 月 日まで				94,500,000		21,735,000
××邸新築工事	××市 ××－×－×	2年 4月 1日から 2年 9月 30日まで	20,000,104			20,000,104	23	4,600,023
△△邸増築工事　他8件	△△市 △△－△－△	2年 5月 1日から 3年 3月 15日まで	35,009,310			35,009,310	23	8,052,141
(平成30年4月1日以降工事開始分)	(小計)	年 月 日から 月 日まで				55,009,414		12,652,164
事業の種類	35 建設業 (既設建築物設備工事業を除く)	計	149,509,414			149,509,414		34,387,164

請負金額500万円未満の工事は取りまとめて記入できます。

平成27年4月1日以降に開始した工事については、請負金額から消費税額を除いた金額を記入します。

前年度中(保険関係が消滅した日まで)に廃止又は終了があったそれぞれの事業の明細を上記のとおり報告します。

令和3 年 6 月 14 日

郵便番号(××× － ××××)
電話番号(××× － ××× － ××××)
住所 ○○市 ○○ ○－○－○
株式会社 ○○工務店
氏名 代表取締役 ○○ ○○
(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

○○ 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

〔注意〕
社会保険労務士記載欄は、この報告書を社会保険労務士が作成した場合のみ記載すること。

社会保険労務士記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏名	電話番号

2枚目以降は別紙を使用してください。

様式第7号(第34条関係)(甲)〔別紙〕

賃金で算定した工事は、このようにカッコ書きで記入してください。

事業主控

労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号
	××	1	01	901105	001

2 枚のうち 2 枚目

事業の名称	事業場の所在地	事業の期間	①請負金額の内訳 ㋑請負代金の額	㋺請負代金に加算する額	㋩請負代金から控除する額	㋥請負金額	②労務費率	③賃金総額
××邸内装工事	××市 ××－××－×	2年 4月 1日から 2年 5月 31日まで	円 (6,000,000)	円	円	(6,000,000)	賃金で算定	円 (720,000)
△△邸内装工事　他10件	△△市 △△－△－△	2年 4月 10日から 3年 3月 15日まで	22,000,700			22,000,700	23	5,060,161
(平成30年4月1日以降工事開始分)	(小計)	年 月 日から 年 月 日まで				(6,000,000) 22,000,700		(720,000) 5,060,161
		年 月 日から 年 月 日まで						計 5,780,161
		年 月 日から 年 月 日まで						
		年 月 日から 年 月 日まで						
		年 月 日から 年 月 日まで						
		年 月 日から 年 月 日まで						
		年 月 日から 年 月 日まで						
事業の種類	38 既設建築物設備工事業	計	(6,000,000) 22,000,700			(6,000,000) 22,000,700		5,780,161

請負金額500万円未満の工事は取りまとめて記入できます。

賃金で算定した工事を含む場合、上段は賃金で算定した合計(小計)額をカッコ書きで、下段は請負金額による賃金総額の合計(小計)額、その下の欄外に上段と下段の合計(小計)額を記入してください。

13 一括有期事業総括表の書き方・記入例

1　一括有期事業報告書に記入していただいた工事をとりまとめるのが総括表です。

一括有期事業報告書から、総括表で分類してあります事業の種類、事業開始時期ごとに「一括有期事業報告書」の「請負金額」と「賃金総額」欄の金額を「一括有期事業総括表」の該当する箇所に転記してください。その額に、該当する労災保険率を乗じて業種ごとの保険料額を計算してください。

2　昨年度（令和2年度）にメリット制が適用されている事業場は、昨年度送付している「労災保険率決定通知書」により、保険料額を計算してください。

なお、この場合一括されている各事業の開始時期における労災保険率（基準料率）と当該事業の終了した日の属する保険年度のメリット増減率を用いて算出した労災保険率（メリット料率）により労災保険料を算定します。

事業の開始時期によってメリット料率が異なる場合がありますのでご注意ください。

1円未満の端数が出た場合は、切り捨ててください。

※令和２年度中に終了した元請工事がない場合は、報告書の提出は必要ありません。

様式第7号（第34条関係）（甲）

労働保険
一括有期事業報告書（建設の事業）

事業主控

労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号
	××　1	0	1	9 0 0 1 0 5	0 0 1

2 枚のうち 1 枚目

事業の名称	事業場の所在地	事業の期間	①請負金額の内訳 ㋑請負代金の額	㋺請負代金に加算する額	㋩請負代金から控除する額	㋥請負金額	②労務費率	③賃金総額
				円	円			円
○○ハイツ新築工事	○○郡○○町 ○○－○	29年 4月 1日から 2年 9月 30日まで	94,500,000			94,500,000	23	21,735,000
(平成27年4月1日～平成30年3月31日工事間給分)	(小計)	年 月 日から 年 月 日まで				94,500,000		21,735,000
××邸新築工事	××市 ××－×－×	2年 4月 1日から 2年 9月 30日まで	20,000,104			20,000,104	23	4,600,023
△△邸増築工事　他8件	△△市 △△－△－△	2年 5月 1日から 3年 3月 15日まで	35,009,310			35,009,310	23	8,052,141
(平成30年4月1日以降工事間給分)	(小計)	年 月 日から 年 月 日まで				55,009,414		12,652,164
事業の種類	35 建築事業 (既設建築物設備工事業を除く)	計	149,509,414			149,509,414		34,387,164

前年度中（保険関係が消滅した日まで）に廃止又は終了があったそれぞれの事業の明細を上記のとおり報告します。

令和3 年 6 月 14 日

○○　労働局労働保険特別会計歳入徴収官　殿

〔注意〕
社会保険労務士記載欄は、この報告書を社会保険労務士が作成した場合のみ記載すること。

郵便番号（ ××× － ×××× ）
電話番号（ ××× － ××× － ×××× ）
住所　○○市　○○　○－○－○
事業主　株式会社 ○○工務店
氏名　代表取締役　○○ ○○
（法人のときはその名称及び代表者の氏名）

社会保険労務士記載欄	作成年月日・報出代行者・事務代理者の表示	氏名	電話番号

様式第7号（第34条関係）（甲）（別紙）

事業主控

労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号
	××　1	0	1	9 0 0 1 0 5	0 0 1

2 枚のうち 2 枚目

事業の名称	事業場の所在地	事業の期間	①請負金額の内訳 ㋑請負代金の額	㋺請負代金に加算する額	㋩請負代金から控除する額	㋥請負金額	②労務費率	③賃金総額
			円	円	円			円
××邸内装工事	××市 ××－××－×	2年 4月 1日から 2年 5月 31日まで	(6,000,000)			(6,000,000)	賃金で算定	(720,000)
△△邸内装工事　他10件	△△市 △△－△－△	2年 4月 10日から 3年 3月 15日まで	22,000,700			22,000,700	23	5,060,161
(平成30年4月1日以降工事間給分)	(小計)	年 月 日から 年 月 日まで				(6,000,000) 22,000,700		(720,000) 5,060,161
		年 月 日から 年 月 日まで						計 5,780,161
		年 月 日から 年 月 日まで						
		年 月 日から 年 月 日まで						
		年 月 日から 年 月 日まで						
		年 月 日から 年 月 日まで						
		年 月 日から 年 月 日まで						
事業の種類	38 既設建築物設備工事業	計	(6,000,000) 22,000,700			(6,000,000) 22,000,700		5,780,161

記入例

※令和２年度中に終了した元請工事がない場合は、総括表の提出は必要ありません。

別添様式

令和2 年度労働保険等一括有期事業総括表（建設の事業）

事業主控

労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号
	XX	10	19	00105	001

一括有期事業報告書　2 枚添付

業種番号	事業の種類	事業開始時期	請負金額	労務費率	賃金総額	保険料率 基準料率	保険料率 メリット料率	保険料額
			円		千円	1000分の	1000分の	円
31	水力発電施設、ずい道等新設事業	平成27年3月31日以前のもの		18		89		
		平成30年3月31日以前のもの		19		79		
		平成30年4月1日以降のもの						
32	道路新設事業	平成27年3月31日以前のもの		20		16		
		平成30年3月31日以前のもの				11		
		平成30年4月1日以降のもの		19				
33	舗装工事業	平成27年3月31日以前のもの		18		10		
		平成30年3月31日以前のもの				9		
		平成30年4月1日以降のもの		17				
34	鉄道又は軌道新設事業	平成27年3月31日以前のもの		23		17		
		平成30年3月31日以前のもの		25		9.5		
		平成30年4月1日以降のもの		24		9		
35	建築事業	平成27年3月31日以前のもの		21		13		
		平成30年3月31日以前のもの	94,500,000	23	21,735	11		239,085
		平成30年4月1日以降のもの	55,009,414		12,652	9.5		120,194
38	既設建築物設備工事業	平成27年3月31日以前のもの		22		15		
		平成30年3月31日以前のもの		23				
		平成30年4月1日以降のもの	(6,000,000) 22,000,700		5,780	12		69,360
36	機械装置の組立て又は据付けの事業 組立て又は取付けに関するもの	平成27年3月31日以前のもの		38		7.5		
		平成30年3月31日以前のもの		40		6.5		
		平成30年4月1日以降のもの		38				
	その他のもの	平成27年3月31日以前のもの		21		7.5		
		平成30年3月31日以前のもの		22		6.5		
		平成30年4月1日以降のもの		21				
37	その他の建設事業	平成27年3月31日以前のもの		23				
		平成30年3月31日以前のもの		24				
		平成30年4月1日以降のもの						
		平成19年3月31日以前のもの			①			
	合計				40,167			428,639

注
1 事業報告書（様式第7号（甲））に記入した事業（工事）を、事業の種類ごとに合算し、本表により確定保険料を計算すること。
2 前年度にメリット制が適用された事業については、メリット料率を記入のうえ確定保険料を計算すること。
3 一般拠出金とは、石綿による健康被害の救済に関する法律第35条第1項に基づき労災保険適用事業主から徴収する拠出金を指す。
4 一般拠出金は事業（工事）開始時期が平成19年4月1日以降のすべての事業（工事）を徴収対象とする。

メリット制が適用されている場合は、昨年度の労災保険率決定通知書を参照し、メリット率を記入の上計算してください。

一般拠出金は平成19年4月1日以降に開始した工事のみとなります。

②（①を除いた合計）	③ 一般拠出金率	一般拠出金額（②×③）
千円 40,167	1000分の 0.02	円 803

1円未満の端数は切り捨て

別添一括有期事業報告書の明細を上記のとおり総括して報告します。

令和3 年 6 月 14 日

○○ 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

郵便番号（ XXX － XXXX ）
電話番号（ XXX － XXX － XXXX ）
住所 ○○市○○ ○－○－○
事業主 氏名 株式会社○○工務店 代表取締役 ○○○○
（法人のときはその名称及び代表者の氏名）

社会保険労務士記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏名	電話番号

14 建設の事業の申告書の書き方･記入例

「労働保険料算定基礎賃金等の報告」と「一括有期事業報告書」や「一括有期事業総括表」により「保険料･拠出金申告書内訳」を作成します。

作成した「保険料･拠出金申告書内訳」で算出した概算保険料額、確定保険料額等を申告書に転記してください。

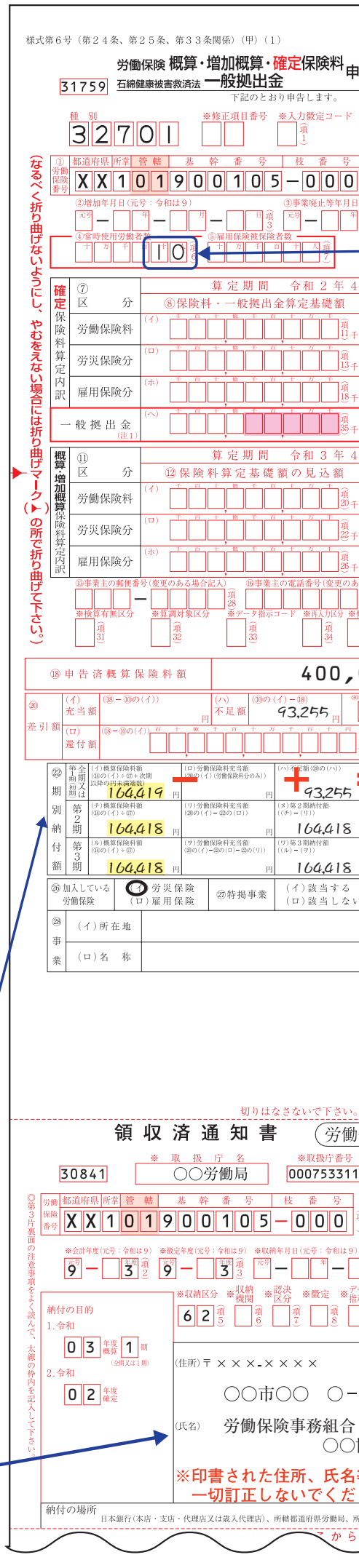

「一般拠出金」

一般拠出金は一括有期事業総括表より転記してください。

平成19年4月1日以降開始した工事で、令和3年3月31日までに終了した工事がない場合は、「0」を記入します。

1円未満の端数は切り捨ててください。

㉒欄 「期別納付額」

延納する場合は3期別に納付額を記入してください。

⑭の（イ）欄 3年度概算保険料 493,255円	÷	⑰欄 納付回数 3回	＝ 164,418円（余り1円）

第1期　164,419円　（←余り1円加算）

第2期　164,418円

第3期　164,418円

1円又は2円の余りが生じた時は、必ず第1期分へ加算してください。

機械処理に支障をきたしますので、領収済通知書（納付書）に印書されている所在地・名称等は訂正しないでください。

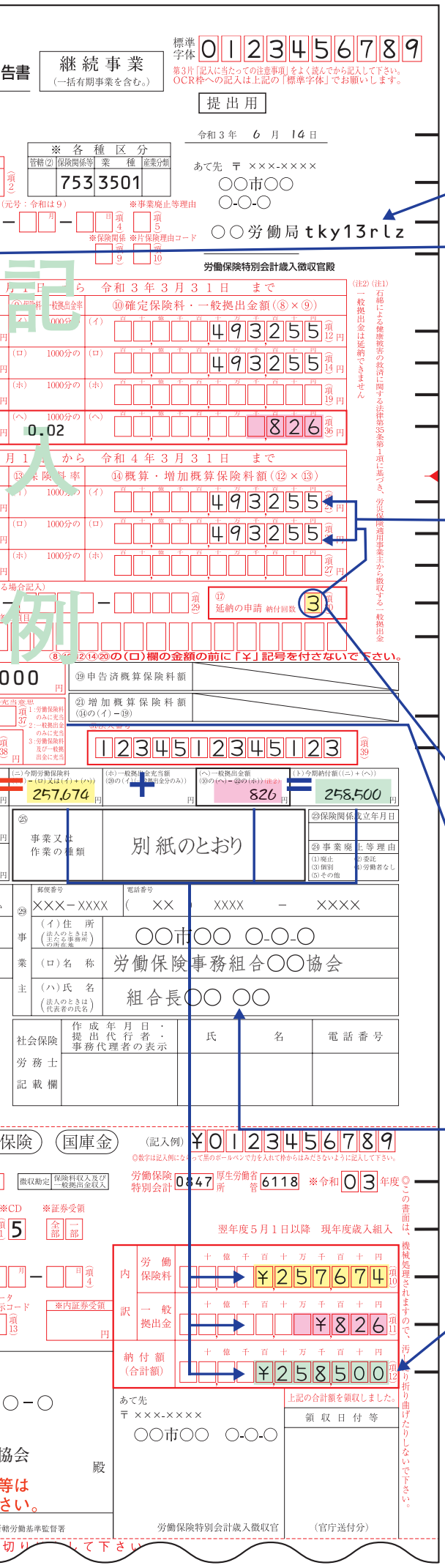

電子申請を行う場合のアクセスコードです。
P.36の「電子申請のための「アクセスコード」について」をご覧ください。

④欄 「常時使用労働者数」

作成した「保険料・拠出金申告書内訳」の④欄の合計数を記入してください。

〔確定〕

⑩欄 「確定保険料・一般拠出金額」

「保険料・拠出金申告書内訳」から転記してください。

〔概算〕

⑭欄 「概算保険料額」

令和２年度の工事実績に基づく「賃金総額」の２倍を上まわらず2分の1を下まわらない限り令和２年度と同額で算定してください。

（２倍以上もしくは2分の1以下となる場合の計算方法については、最寄りの労働基準監督署、労働局へお問い合わせください。）

なお、令和3年度メリット制適用事業場においては、「令和3年度労災保険率決定通知書」の料率で保険料を算定してください。

⑰欄 納付回数「1」または「3」

概算保険料額に関係なく、３回に延納することができます。

⑳欄 差引額

※不足の例 ⑱欄の金額より⑩(イ)欄の金額が多い場合

⑱欄 申告済概算保険料 400,000円	－	⑩(イ)欄 確定保険料額 493,255円	＝	⑳欄 差引額 (ハ) 不足額 93,255円

※充当の例 P.14以降を参照してください。

㉘欄、㉙欄 「事業・事業主」

郵便番号、電話番号、労働保険事務組合の住所・名称を記入してください。

今期納付額を記入

※内訳、納付額の金額の訂正はできません。（もし書き損じたら新しい領収済通知書（納付書）により納付してください。）
※額面300万円以上の小切手は、その小切手の支払い金融機関でないと納付できませんのでご注意ください。
（歳入納付に使用する証券の納付に関する制限第2条）
※金額の前に必ず『¥』記号を記入してください。

注意事項　「水力発電施設、ずい道等新設事業」に係る労務費率及び労災保険率について

令和２年度中に終了した業種番号31「水力発電施設、ずい道等新設事業」※の元請工事がある場合は、下記にご注意ください。

※　平成30年４月以降の業種番号31「水力発電施設、ずい道等新設事業」に係る労務費率及び労災保険率に誤りがありました。令和３年２月に修正した労務費率及び労災保険率は下記のとおりですが、平成30年４月から令和３年１月までに労災保険の保険関係が成立した事業等に係る総括表の記載方法等については、年度更新申告書と同封のリーフレット又は厚生労働省ホームページをご確認ください。

事業の種類【水力発電施設、ずい道等新設事業】

	（修正前）		（修正後）
労務費率：	19%	→	18%
労災保険率：	62/1,000	→	64/1,000

なお、令和３年度以降の労務費率は「19%」、労災保険率は「1,000分の62」のままで変更はありません。

労働保険等
年度一括有期事業総括表（建設の事業）

事業主控

労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号

一括有期事業報告書　　枚添付

業種番号	事業の種類	事業開始時期	請負金額	労務費率	賃金総額	保険料率 基準料率	保険料率 メリット料率	保険料額
		平成27年3月31日以前のもの	円	18	千円	1000分の89	1000分の	円
31	水力発電施設、ずい道等新設事業	平成30年3月31日以前のもの		19		79		
		平成30年4月1日以降のもの						
32	道路新設事業	平成27年3月31日以前のもの		20		16		
		平成30年3月31日以前のもの				11		
		平成30年4月1日以降のもの		19				
33	舗装工事業							
34	鉄道又は軌道新設事業							
35	建築事業							
		平成27年3月31日以前のもの		22				

業種番号31「水力発電施設、ずい道等新設事業」の事業開始時期が平成30年４月１日以降のものについては、「労務費率」及び「基準料率」の欄が空欄となっております。
記載方法等については、年度更新申告書と同封のリーフレット又は厚生労働省ホームページをご確認ください。

令和２年度中に終了した業種番号31「水力発電施設、ずい道等新設事業」の元請工事がある場合の注意事項を、厚生労働省ホームページに掲載しています。ご確認ください。

ご不明な点があれば、管轄の都道府県労働局にお問い合わせください。

（下記のURL、右のQRコード、もしくは「年度更新に係るお知らせ」で検索してください。

＜URL＞https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/ roudouhoken21/index.html

15 平成27年3月31日以前に開始した工事の取扱い

請負金額は、平成27年3月31日以前に開始した工事については消費税を含めた額を記入してください。また、労務費率により保険料の算定基礎となる賃金総額を算出する場合、平成25年10月１日から平成27年３月31日までに開始した工事については、消費税率等に係る暫定措置が適用されます。

そのため、一括有期事業報告書（建設の事業）の作成にあたり、P.24の2の「平成25年10月１日以降平成27年３月31日以前のもの」の期間の「㊀請負金額」欄の「計（小計）」については、２段に分割し、上段については消費税相当額を含めた請負金額を、下段については上段の額に108分の105を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額。）を記入してください。

【事業の開始時期ごとの消費税額の取扱いについて】

事業の開始時期により、取扱いが以下のように異なりますのでご注意ください。

事業の開始時期	請負金額	消費税率等に係る暫定措置
①工事開始日が平成25年９月30日以前のもの	消費税を含む	適用されない
②工事開始日が平成25年10月１日～平成27年3月31日までのもの	消費税を含む	適用される（請負金額に108分の105を乗じる）
③工事開始日が平成27年４月１日以降のもの	消費税を除く	適用されない

○　計算方法の例

①事業の期間：平成25年９月１日～令和２年４月30日、請負金額8,610,000円（うち消費税額410,000円）、事業の種類が38の場合

8,610,000円（消費税込み）　×　22%（労務費率）　＝　1,894,200円（賃金総額）

②事業の期間：平成26年12月１日～令和２年５月29日、請負金額5,400,000円（うち消費税額400,000円）、事業の種類が38の場合

5,400,000円（消費税込み）　×　105／108　＝　5,250,000円（消費税率等に係る暫定措置適用後の請負金額）

5,250,000円（消費税率等に係る暫定措置適用後の請負金額）　×　22%（労務費率）　＝　1,155,000円（賃金総額）

③事業の期間：平成30年４月10日～令和３年3月15日、請負金額23,760,000円（うち消費税額1,760,000円）、事業の種類が38の場合

22,000,000円（消費税抜き）　×　23%（労務費率）　＝　5,060,000円（賃金総額）

16 事業の種類・労務費率・保険料率一覧表

業種番号	事業の種類		工事開始日が平成21年4月1日～平成24年3月31日のもの		工事開始日が平成24年4月1日～平成27年3月31日のもの		工事開始日が平成27年4月1日～平成30年3月31日のもの		工事開始日が平成30年4月1日～のもの	
			労務費率	保険料率	労務費率	保険料率	労務費率	保険料率	労務費率	保険料率
31	水力発電施設ずい道等新設事業		19%	1,000分の103	18%	1,000分の89	19%	1,000分の79	18%※ 19%	1,000分の※ 64 62
32	道路新設事業		21	15	20	16	20	11	19	11
33	舗装工事業		19	11	18	10	18	9	17	9
34	鉄道又は軌道新設事業		24	18	23	17	25	9.5	24	9
35	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）		21	13	21	13	23	11	23	9.5
38	既設建築物設備工事業		22	14	22	15	23	15	23	12
36	機械装置の組立て又は据付けの事業	組立て又は取付けに関するもの	40	9	38	7.5	40	6.5	38	6.5
		その他のもの	22		21		22		21	
37	その他の建設事業		24	19	23	19	24	17	24	15

※　詳細は年度更新申告書と同封のリーフレットをご確認ください。

17 労災保険率適用事業細目表（建設事業）

事業の種類の分類	事業の種類の番号	事業の種類	事業の種類の細目
建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	3101　水力発電施設新設事業 3102　高えん堤新設事業 3103　隧道新設事業
	32	道路新設事業	3201　道路の新設に関する建設事業及びこれに附帯して行われる事業（3103）隧道新設事業及び（35）建築事業を除く。
	33	舗装工事業	3301　道路、広場、プラットホーム等のほ装事業 3302　砂利散布の事業 3303　広場の展圧又は芝張りの事業
	34	鉄道又は軌道新設事業	次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業（建設工事用機械以外の機械の組立て又は据付けの事業を除く。） 3401　開さく式地下鉄道の新設に関する建設事業 3402　その他の鉄道又は軌道の新設に関する建設事業 （3103）隧道新設事業及び（35）建築事業を除く。
	35	建築事業 （（38）既設建築物設備工事業を除く。）	次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業（建設工事用機械以外の機械の組立て又は据付けの事業を除く。） 3501　鉄骨造り又は鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コンクリート造りの家屋の建設事業（（3103）隧道新設事業の態様をもって行われるものを除く。） 3502　木造、れんが造り、石造り、ブロック造り等の家屋の建設事業 3503　橋りょう建設事業 イ　一般橋りょうの建設事業 ロ　道路又は鉄道の鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コンクリート造りの高架橋の建設事業 ハ　跨線道路橋の建設事業 ニ　さん橋の建設事業 3504　建築物の新設に伴う設備工事業（（3507）建築物の新設に伴う電気の設備工事業及び（3715）さく井事業を除く。） イ　電話の設備工事業 ロ　給水、給湯等の設備工事業 ハ　衛生、消火等の設備工事業 ニ　暖房、冷房、換気、乾燥、温湿度調整等の設備工事業 ホ　工作物の塗装工事業 ヘ　その他の設備工事業 3507　建築物の新設に伴う電気の設備工事業 3508　送電線路又は配電線路の建設（埋設を除く。）の事業 3505　工作物の解体（一部分を解体するもの又は当該工作物に使用されている資材の大部分を再度使用することを前提に解体するものに限る。）、移動、取りはずし又は撤去の事業 3506　その他の建築事業 イ　野球場、競技場等の鉄骨造り又は鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コンクリート造りのスタンドの建設事業 ロ　たい雪覆い、雪止め柵、落石覆い、落石防止柵等の建設事業 ハ　鉄塔又は跨線橋（跨線道路橋を除く。）の建設事業 ニ　煙突、煙道、風洞等の建設事業（（3103）隧道新設事業の態様をもって行われるものを除く。） ホ　やぐら、鳥居、広告塔、タンク等の建設事業 ヘ　門、塀、柵、庭園等の建設事業

事業の種類の分類	事業の種類の番号	事業の種類	事業の種類の細目
建設事業	35	建築事業 （(38) 既設建築物設備工事業を除く。）	3506　その他の建築事業 ト　炉の建設事業 チ　通信線路又は鉄管の建設（埋設を除く。）の事業 リ　信号機の建設事業 ヌ　その他の各種建築事業
	38	既設建築物設備工事業	3801　既設建築物の内部において主として行われる次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業（建設工事用機械以外の機械の組立て又は据付けの事業、(3802) 既設建築物の内部において主として行われる電気の設備工事業及び (3715) さく井事業を除く。） イ　電話の設備工事業 ロ　給水、給湯等の設備工事業 ハ　衛生、消火等の設備工事業 ニ　暖房、冷房、換気、乾燥、温湿度調整等の設備工事業 ホ　工作物の塗装工事業 ヘ　その他の設備工事業 3802　既設建築物の内部において主として行われる電気の設備工事業 3803　既設建築物における建具の取付け、床張りその他の内装工事業
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業 ※「その他のもの」に係る労務費率は基礎台の建設についてのみ適用	次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業 3601　各種機械装置の組立て又は据付けの事業 3602　索道建設事業
	37	その他の建設事業	次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業 3701　えん堤の建設事業（（3102）高えん堤新設事業を除く。） 3702　隧道の改修、復旧若しくは維持の事業又は推進工法による管の埋設の事業（（3103）内面巻替えの事業を除く。） 3703　道路の改修、復旧又は維持の事業 3704　鉄道又は軌道の改修、復旧又は維持の事業 3705　河川又はその附属物の改修、復旧又は維持の事業 3706　運河若しくは水路又はこれらの附属物の建設事業 3707　貯水池、鉱毒沈澱池、プール等の建設事業 3708　水門、樋門等の建設事業 3709　砂防設備（植林のみによるものを除く。）の建設事業 3710　海岸又は港湾における防波堤、岸壁、船だまり場等の建設事業 3711　湖沼、河川又は海面の浚渫、干拓又は埋立ての事業 3712　開墾、耕地整理又は敷地若しくは広場の造成の事業（一貫して行う（3719）造園の事業を含む。） 3719　造園の事業 3713　地下に構築する各種タンクの建設事業 3714　鉄管、コンクリート管、ケーブル、鋼材等の埋設の事業 3715　さく井事業 3716　工作物の解体事業 3717　沈没物の引揚げ事業 3718　その他の各種建設事業 （33）ほ装工事業及び（3505）工作物の解体（一部分を解体するもの又は当該工作物に使用されている資材の大部分を再度使用することを前提に解体するものに限る。）、移動、取りはずし又は撤去の事業を除く。

18 一般拠出金の申告・納付について

「一般拠出金」とは「石綿による健康被害の救済に関する法律」の規定に基づき、事業主の皆様にご負担いただくものです。

徴収された一般拠出金は、国からの交付金、地方公共団体からの交付金、特別事業主（アスベストの製造、販売を行ってきた事業主）からの特別拠出金と併せて、石綿（アスベスト）健康被害者（労災補償の対象にならない方）の救済費用に充てられます。

(1) 対象

アスベストはすべての産業において、その基盤となる施設、設備、機材等に幅広く使用されてきました。そのため、すべての労災保険適用事業主に一般拠出金を負担していただくこととしております。

※特別加入者や雇用保険のみ適用の事業主は、申告・納付の対象外です。

「石綿による健康被害の救済に関する法律」（一般拠出金の徴収及び納付義務）

第35条　厚生労働大臣は、救済給付の支給に要する費用に充てるため、労災保険の保険関係が成立している事業の事業主（徴収法第八条第一項又は第二項の規定により元請負人が事業主とされる場合にあっては、当該元請負人。以下「労災保険適用事業主」という。）から、毎年度、一般拠出金を徴収する。

２　労災保険適用事業主は、一般拠出金を納付する義務を負う。

(2) 納付方法（納付時期）

労働保険の確定保険料の申告に併せて申告・納付します。一般拠出金には概算納付の仕組みはなく、確定のみの手続となります。

延納（分割納付）はできません。

(3) 料率

一般拠出金率は業種を問わず、一律1,000分の0.02です。労災保険のメリット対象事業場であっても、一般拠出金率にはメリット料率の適用（割増、割引）はありません。

(4) 算定方法

〔継続事業の場合〕

事業主が労働者に支払った賃金総額（千円未満切捨て）× 一般拠出金率（1,000分の0.02）

（例）賃金総額1千万円の場合

1千万円×0.02／1,000 ＝ 200円（1円未満切り捨て）

〔有期事業の場合〕

平成19年4月1日以降に開始した事業（工事等）の分を申告・納付します。

①支払賃金による賃金総額

事業主が労働者に支払った賃金総額（千円未満切捨て）× 一般拠出金率（1,000分の0.02）

②特例による賃金総額（工事全体の支払賃金総額を正確に把握することが困難な場合）

請負金額×労務費率 ＝ 特例による賃金総額

特例による賃金総額（千円未満切捨て）× 一般拠出金率（1,000分の0.02）

厚生労働省から独立行政法人環境再生保全機構へ交付された一般拠出金は、機構内に設けられた石綿健康被害救済基金に収納されます。

そして、機構が石綿による中皮腫等を発症している方及び上記法律の施行前にこれらの疾病により死亡した方のご遺族（労災補償等の対象とならない方に限る）に対して、同基金から医療費等の支給を行います。

○　救済に関するお問い合わせ先（ホームページ）は以下のとおりです。

・独立行政法人
環境再生保全機構
https://www.erca.go.jp/

・環境省
地方環境事務所
https://www.env.go.jp/region/

19 電子申請による申告書の提出、電子納付による保険料・一般拠出金の納付方法

電子申請と電子納付により、自宅やオフィスから、いつでも提出と納付が可能になります。

まずは、利用前の準備を行います。

① 電子証明書を利用する場合:マイナンバーカード(取得は無料)とカードリーダーを入手します。
(または認証局から電子証明書を入手します。)
ID／パスワードを利用する場合:GビズIDアカウント(取得は無料)を入手します。

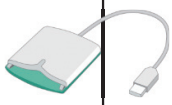

② e-Govホームページにアクセスし、パソコンが電子申請(e-Govの電子申請システム)に対応できるか確認します。

詳しくは、労働保険関係手続の電子申請について 検索
より、「事前準備ガイドBOOK」をご確認ください。

準備が完了したら、電子申請による申告書の提出を行います。

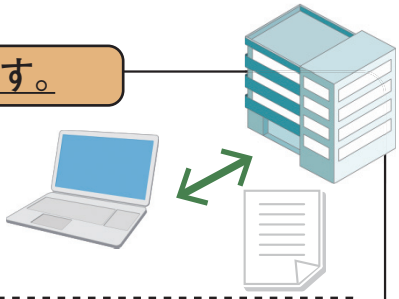

③ e-Govホームページで申請したい様式を検索し、
画面上で申告書を作成します。
④ そのままe-Govホームページから電子申請します。
⑤ 事業主控についても、e-Govホームページから取得できます。

詳しくは、申告書の書き方のP.37に記載の、
「労働保険料(年度更新申告)マニュアル」(P.2～)をご確認ください。

電子申請が完了した後、引き続き、電子納付による保険料等の納付が行えます。

⑥ e-Govホームページから、電子納付に必要な情報(*)を確認します。
(*)電子納付には、「納付番号」、「確認番号」、「収納機関番号」が必要になります。
⑦ e-Govホームページ上でご利用になる金融機関を検索し、
移動した画面の金融機関のインターネットバンキングにおいて電子納付します。

詳しくは、申告書の書き方のP.37に記載の、
「労働保険料(年度更新申告)マニュアル」(P.65～)をご確認ください。

※電子申請した場合は、電子納付による納付だけではなく、申告書の領収済通知書(納付書)による納付も可能です。その場合は、日本銀行の歳入代理店へ領収済通知書(納付書)のみご持参ください。
※口座振替を利用されている場合は、電子納付及び領収済通知書(納付書)による納付を行わないでください。

●労働保険料の納期(令和3年度)

納期	全期・第1期	第2期	第3期
電子納付の納期限	7月12日	11月15日	2月14日

★ 第1期については、電子申請した場合のみ電子納付ができます。
★ 第2期、第3期については、送付される納付書に記載の電子納付に必要な情報により電子納付できます。

電子申請のための「アクセスコード」について

年度更新申告書に「アクセスコード」（年度更新申告書のあて先労働局名の右隣に印字されている8桁の英数字）が設定されており、電子申請による年度更新では、様式をダウンロードする際に労働保険番号と「アクセスコード」を入力することにより、お手元の年度更新申告書と同様の項目（労働保険番号、保険料率等）を電子申請様式に取り込むことができ、前年度の申告内容等を改めて入力する手間が省けます。

詳しくは「e-Gov（https://www.e-gov.go.jp/　または右のQRコード）」や、P.37～39に電子申請を行う場合の操作手順を記載していますので、ご覧ください。

なお、e-Gov電子申請システムの操作方法等については「**e-Gov利用者サポートデスク**」（**電話番号050－3786－2225（050ビジネスダイヤル））へお問い合わせください。**

受付時間

4月・6月・7月:平日9時から19時まで（土日・祝祭日は17時まで）
5月・8月から3月:平日9時から17時まで（土日・祝祭日および年末年始（12月30日から1月3日）は休止）

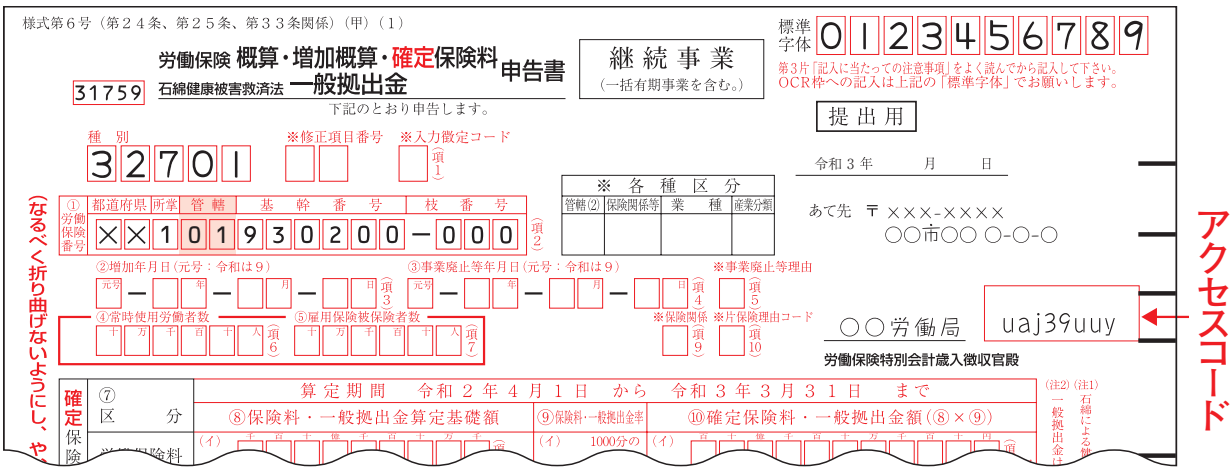

[電子申請よくある質問]

Q１.電子申請で手続きをしましたが、入力誤り（入力もれ）がありました。どうすればよいですか。

A.入力誤り等があった場合には、修正した内容での再度の手続きは不要ですので、まずは、管轄の労働局に連絡してください。（特に、年度更新申告書において、一般拠出金額欄の入力もれが多くみられますので、入力する際にはご注意ください。）

Q２.電子申請をした場合には、保険料の納付は、必ず電子納付で行う必要がありますか。

A.電子申請の場合でも、納付方法は任意ですので保険料の納付は、従来どおり、納付書で行うことができます。また、口座振替による納付（P.20及び裏表紙を参照）も可能です。

Q３.e-Govの一括申請により、電子申請を行いましたが、問題なく受付されたのでしょうか。

A.申請先の労働局において、申告書の記載内容を確認し、申請内容に不備等がなければ、電子公文書（申請書控）を返信します。
なお、一括申請において、労働保険番号の記入誤り、概算保険料額、一般拠出金額の入力もれなどが多くみられますので、申請する際には、入力内容を確認の上、申請してください。

20 e-Govからの電子申請の方法

電子申請の利用方法

e-GOV

労働保険の電子申請は、e-Gov（イーガブ）から行うことができます。

●e-Govを初めて使用される方は「利用準備」ボタンをクリックして各種環境設定を行ってください。

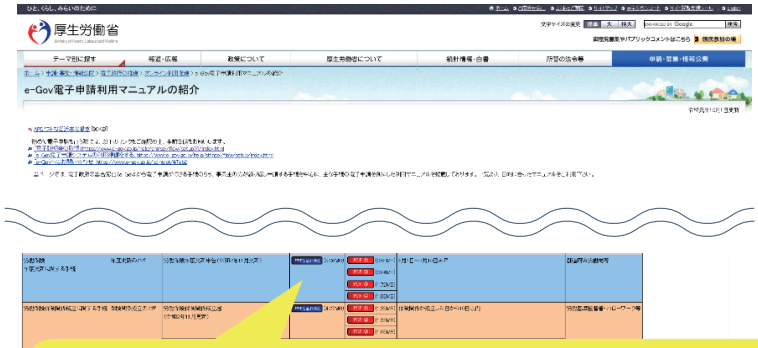

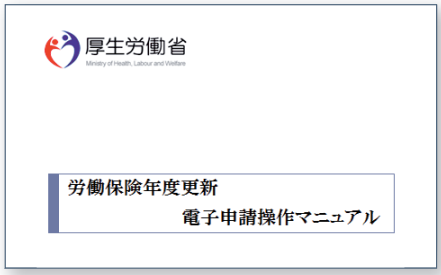

●労働保険の年度更新手続につきましては、厚生労働省ホームページ内e-Gov電子申請利用マニュアルの紹介https://www.mhlw.go.jp/sinsei/tetuzuki/e-gov/に詳細な手順を記載しておりますのでご参照ください。

●マニュアルには申告書の書き方、アクセスコードの利用方法、電子納付等の手続きについて記載してありますので、ご参照のうえ、手続きをお進めください。

●e-Gov電子申請システムの操作方法等については、「e-Gov利用者サポートデスク」（電話番号050-3786-2225（050ビジネスダイヤル））へお問い合わせください。

受付時間　4月・6月・7月　　平日9時から19時まで（土日・祝祭日は17時まで）

5月・8月から3月　平日9時から17時まで（土日・祝祭日および年末年始（12月30日から1月3日）は休止）

審査状況の確認

電子申請にて申請いただきました年度更新申告につきましては、以下の手順で審査状況をご確認いただけます。

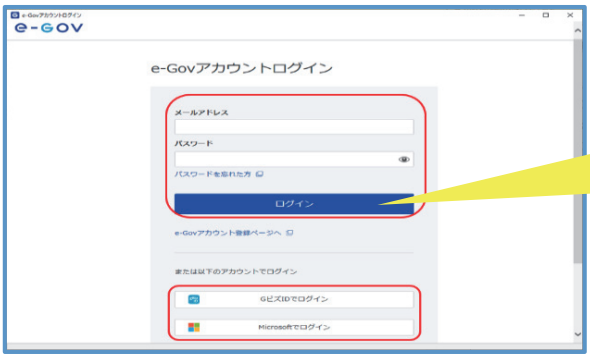

●審査状況をご確認いただくにあたって、e-Govアカウントログイン画面からログインしてください。

●「申請案件一覧」をクリックしてください。

●審査状況を確認したい申請案件の到達番号をクリックしてください。

●「ステータス」をご覧ください。審査状況をご確認いただけます。

「申請案件一覧」画面にて該当する到達番号をクリック後、「申請案件状況」画面の「納付状況」から電子納付手続に進むことができます。

電子納付のご案内

労働保険料の納付手続については、電子納付をご利用いただけます。

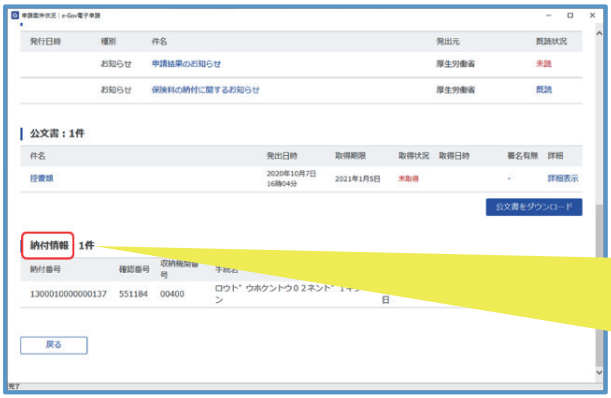

●申請案件状況画面を下にスクロールして、「納付情報」をご覧ください。

●電子納付を行うにあたって必要な「収納機関番号」「納付番号」等が表示されていますのでご確認ください。

電子申請による年度更新申告手続を行うと、以下AからCの3通りの方法により、労働保険料を電子納付することができます。

A 電子申請による年度更新申告手続後、e-Govからインターネットバンキングにより電子納付を行う場合（上の図の場合）

申請データの送信後、「納付情報一覧」画面において「電子納付する」ボタンをクリックし、画面の案内に従って操作すると、インターネットバンキングを利用して電子納付を行うことが可能です。

画面遷移先のインターネットバンキングに納付情報が送信されるため、電子納付を行う際に「収納機関番号」「納付番号」等の入力を省略できます。

B 電子申請による年度更新申告手続後、インターネットバンキングにより電子納付を行う場合

申請データの送信後、各金融機関のPay-easy（ペイジー）に対応したインターネットバンキングを利用して、電子納付を行うことが可能です。

この場合、申請データの送信後の申請データの受付結果通知画面の「収納機関番号」、「納付番号」等が必要になります。「納付情報一覧」画面をあらかじめ印刷しておくと便利です。

C 電子申請による年度更新申告手続後、ATMにより電子納付を行う場合

申請データの送信後、各金融機関のPay-easy（ペイジー）に対応したATMを利用して、電子納付を行うことが可能です。

この場合、申請データの送信後の申請データの受付結果通知画面の「収納機関番号」、「納付番号」等が必要となります。「納付情報一覧」画面をあらかじめ印刷しておくと便利です。

注意事項

●インターネットバンキングまたはATMを利用して電子納付を行う場合は、ご利用の金融機関がPay-easy（ペイジー）に対応していることが必要です。
（対応金融機関はPay-easy（ペイジー）ホームページ https://www.pay-easy.jp/where/ または右のQRコードを参照してください。）

●労働保険料を電子納付した場合、厚生労働省から領収証書を発行することはありませんので、ご留意ください。

●既に口座振替による納付手続をされている場合でも、電子申請手続を進めるうえで振込者の表示や納付に関するメールは通知されますのでご留意ください。

Pay-easy（ペイジー）とは、公共料金や税金また、その他様々な料金を全国の金融機関のインターネットバンキング、ATMなどから支払うことができるようになるMPN（マルチペイメントネットワーク）が提供するサービスです。
詳しくはこちらまで
（https://www.pay-easy.jp/）

21 GビズIDアカウントを利用した電子申請について

令和３年度から、ＧビズＩＤを利用して電子申請をすることができるようになりました。
ＧビズＩＤとは、１つのＩＤ／パスワードでさまざまな行政サービスの利用を可能とする認証システムです。ＧビズＩＤを利用する場合、電子証明書の取得は不要です。

ＧビズＩＤアカウントを利用して電子申請する場合は、ｅ-Ｇｏｖ（電子政府）ホームページのログイン画面から、「ＧビズＩＤでログイン」ボタンを押してログインしてください。なお、申請方法は電子証明書を使用する場合と同じです。

GビズIDアカウントの作成方法の詳細は、https://gbiz-id.go.jpをご覧ください。

22 報奨金（電子化分）のお知らせ（令和3年度）

事務組合委託事業場のデータ管理のシステム化の促進を図ることを目的として、事務組合が、「保険料･一般拠出金申告書内訳」の内容が保存された電子媒体（以下「申告書内訳（電子）」といいます。）を提出した場合には、報奨金（電子化分）が交付されます。

交付要件

次の要件のいずれにも該当する場合に交付されます。

(1) 報奨金（定率・定額分）の交付対象事務組合であること。

(2) 電子媒体の種類は、DVD（DVD-R、DVD+RまたはDVD-RW、DVD+RW）、CD（CD-RまたはCD-RW）であること。

(3) 指定された形式（次頁「申告書内訳（電子）の作成要領」の（1）参照）で作成されたものであること。

(4) 申告書内訳（電子）の内容は、年度更新時に提出する「保険料･一般拠出金申告書内訳」の紙媒体（組様式第6号（甲）。以下「申告書内訳（紙）」という。）と同一の内容とし、内容に誤りがないこと。

報奨金の額

報奨金（電子化分）の額は、予算の範囲内で、申告書内訳（電子）に登録された委託事業場のうち、前年度における常時労働者15人以下の委託事業場1件につき800円を交付します。

申告書内訳（電子）の提出期限

申告書内訳（電子）は、年度更新時（6月1日～7月12日）に提出してください。

申告書内訳（電子）の作成

次頁の「申告書内訳（電子）の作成要領」を参照してください。

交付手続について

報奨金（電子化分）に係る交付手続については、後日配布するパンフレットを参照してください。

問合せ先

最寄りの都道府県労働局労働保険適用徴収主務課室へお問い合わせください。

申告書内訳（電子）の作成要領

(1)　厚生労働省ＨＰ内の「労働局適用徴収業務支援システム（※１）（以下「ＲＳシステム」という。）の仕様公開について」で公開している「インターフェース仕様書」（※２）の内容に沿った形式により作成された電子ファイルを、ＤＶＤ（ＤＶＤ－Ｒ、ＤＶＤ＋Ｒ又はＤＶＤ－ＲＷ、ＤＶＤ＋ＲＷ）、ＣＤ（ＣＤ－Ｒ又はＣＤ－ＲＷ）へ保存してください。

(2)　上記（1）の厚生労働省ＨＰ内の「労働局適用徴収業務支援システムの仕様公開について」の掲載場所は以下のＵＲＬ（または右のＱＲコード）となります。

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/shiyou_koukai/

なお、検索する場合には、厚生労働省ＨＰのトップページの右上の検索欄に「労働局△仕様公開」と入力し、検索してください（△は全角スペースを表しています。）。

(3)　ＤＶＤ、ＣＤは、ウィルス対策ソフト等で事前にウィルスチェックを行ってください。

(4)　申告書内訳（電子）のデータ内容は、年度更新時に提出する申告書内訳（紙）と同じ内容です。

ただし、第2種特別加入保険料に係る申告書内訳（組様式第6号(乙)）及び第3種特別加入保険料申告内訳（海特様式第1号）に係る内容は含みません。

(5)　ＤＶＤ、ＣＤのラベルには、以下について記載してください。

①　事務組合の名称

②　労働保険番号

※）全ての労働保険番号を記載してください（枝番号は不要）。なお、労働保険番号が複数になる等により記載できない場合には、ラベルには「労働保険番号は別紙」とし、別紙に記載してください。

③　「令和3年度申告書内訳」の記載

④　作成日付

⑤　口座振替を行っている場合には「口座振替」と記載

(6)　提出されたＤＶＤ、ＣＤは返却いたしません。ＲＳシステムへの登録が終了し、保存期間が満了した後に、都道府県労働局にて厳重に廃棄処理します。

（※1）労働局適用徴収業務支援システムとは、都道府県労働局において、事務組合から提出される申告書内訳等の受付、審査等の業務処理を支援するシステムです。

（※2）インターフェース仕様書とは、システム間でデータのやり取りを行うための保存形式について記載されたものです。

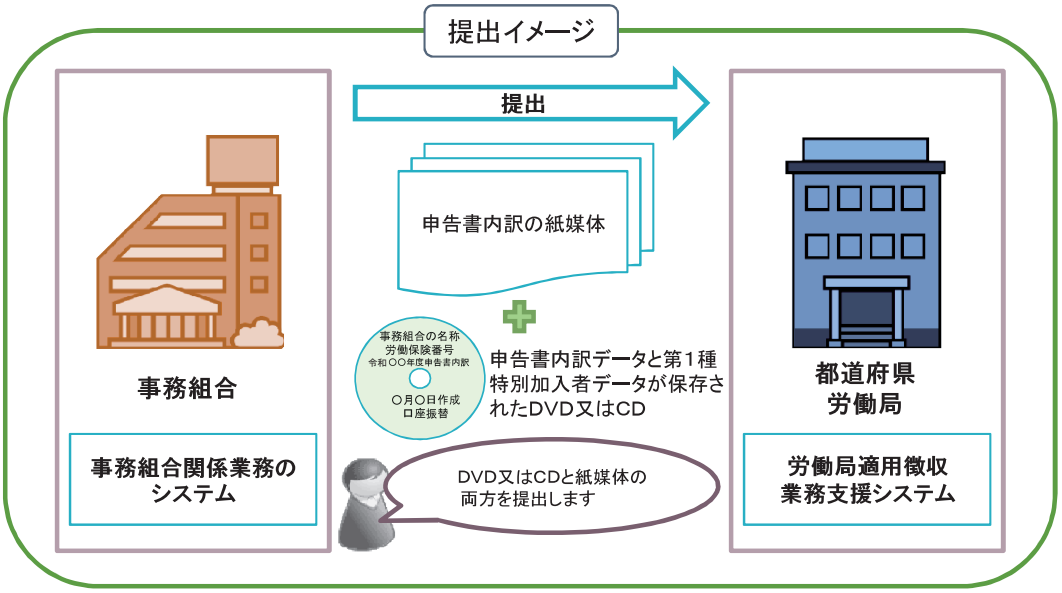

23 申告書内訳、申告書作成チェックポイント

労働保険料申告書の記入が終わりましたら、このチェックポイントで、もう一度ご確認ください。

＜保険料･一般拠出金申告書内訳の作成について＞

□ 労働保険料等算定基礎賃金等の報告からの転記ミスはありませんか？
□ 労災保険率･雇用保険率に誤りはありませんか？
□ 第１種特別加入者の算入漏れはありませんか？
□ 第１種特別加入者の給付基礎日額に誤りはありませんか？
□ 口座振替を利用している場合、１枚目の右上に朱書きで“口座”と書かれていますか？

＜申告書の作成について＞

□ 常時使用労働者数（④欄）、雇用保険被保険者数（⑤欄）は記入しましたか？
□ 法人番号（㉛欄）を記入しましたか？（既に印字されている場合、改めての記入は不要です。）
※P.14を参照してください。

＜その他＞

□ 各労働者について、雇用保険の加入漏れはありませんか？
※保険料を納付していただいても、雇用保険資格取得届を公共職業安定所（ハローワーク）に提出していない場合、雇用保険に加入していないことになります。

労働保険料は口座振替が便利です！

「口座振替による納付」のメリット

1. **保険料納付のために、毎回金融機関の窓口へ行く手間や待ち時間が解消されます。**
2. **納付の“忘れ”や“遅れ”がなくなるため、延滞金を課される心配がありません。**
   ※口座振替の手続を一度行えば、次の納期以降も継続して引き落としが行われます。
3. **手数料はかかりません。**
4. **保険料の引き落としに約２カ月ゆとりができます。**

保険料を延納（分割納付）している場合には、
第１期、第２期、第３期での分割で口座振替の引き落としが行われます。

	全期・第１期	第2期	第3期
通常の納期限	令和３年7月12日	令和３年11月15日	令和４年2月14日
口座振替納付日	令和３年9月6日	令和３年11月15日	令和４年2月14日
ゆとり日数	**56日**		
口座振替申込期限	~~令和3年2月25日~~（※）	**令和3年8月16日**	**令和3年10月11日**

（※）申込締切日を過ぎて提出された場合は、次の期からの振替となります。

かんたんな手続きで完了

1 申込用紙を入手

申込用紙は以下のいずれかの方法で入手できます。

- ▶ 厚生労働省ホームページからダウンロード
- ▶ お近くの労働局・労働基準監督署の窓口

検索　厚生労働省　労働保険　口座振替

2 金融機関の窓口へ提出

※一部の金融機関ではお取り扱いできません。
対象の金融機関については厚生労働省ホームページ（上記）でご確認ください。

引き落とし前後には、ハガキでお知らせします

◎**毎回、口座振替納付日の約３週間前に引き落とし内容をハガキでお知らせします。**

◎**口座振替納付後も、約３週間で引き落とし結果をハガキでお知らせします。**

都道府県労働局・労働基準監督署
社会保険・労働保険徴収事務センター